

# 《史料紹介》

## 近世の瀬戸内に生きる人々 —海難救助記録から見える姿—

西 向 宏 介

**【要旨】**当館が収蔵する近世の海難救助記録「防州岩国和木浦万吉舟難舟一件諸書付控」を紹介する。海難事故に際して作成される一件記録は、藩から派遣された出役が取り調べた事故の顛末を悉皆記録させたものであり、出役の職務遂行を証明するためのものとされている。しかし、この記録は、単なる公的記録というだけにとどまらず、そこから当時の瀬戸内沿岸部における浦方や海に生きた人々の生の姿を浮かび上がらせることが可能である。

ここでは、史料紹介を兼ねてこの記録の内容を詳細に紹介し、近世の瀬戸内に生きた様々な人々の行動とその背景を追ってみたい。

はじめに—「防州岩国和木浦万吉船難舟一件諸書付控」について—

- 1 船旅の乗客たち—海難事故の当事者—
- 2 岩国新湊からの出帆～賀茂郡三津口村横島沖での遭難
- 3 大芝島への漂着と山番たち
- 4 難船をめぐる大崎上島での取り計らい
- 5 三津口村における捜索活動
- 6 広島城下出役による取り調べ
- 7 風早村での取り調べと山番への尋問
- 8 遭難者の悲しみ
- 9 救助された人たちのその後—かつての出奔—
- 10 救助された人たちのその後—きなの帰国—

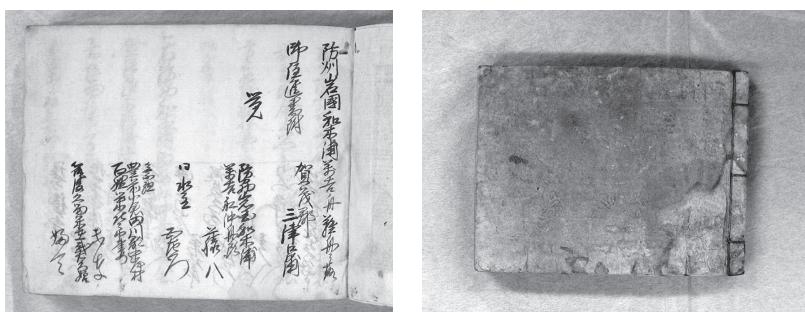
おわりに

## はじめに—「防州岩国和木浦万吉船難舟一件諸書付控」について—

江戸幕府は、元和7年（1621）8月の法令をはじめとして、海難救助に関する法令を再三にわたって公布してきた。近世の海難救助制度発展の基礎となつたとされる寛永13年（1636）8月令では、官私を問わず諸船遭難の際は救助船を出すべきことが明記されており、以後度々書き換えられつつも、海難に際しての救助義務を明確にした幕府法の根本精神が示された。しかし、実際は幕府法ができる以前から、各地の浦方では海難救助に関する古くからの慣行が存在しており、幕府法はその先規・仕来りを追認し、義務化したものに過ぎなかつた。そして、大まかな方針を示した幕府法を受けて、各地で施行細則的な法令として藩法や村法が作られ、海難救助が沿海の浦方における義務として明記され、実行されていくようになったのである。

ところで、遭難や破船などの事故が起きた際、その救助・救護義務を果たす上で直接の責任者となつたのは浦方の庄屋であるが、その庄屋の職務を指揮・監督したのが、藩の郡奉行から派遣される出役たちであった。今日各地に残っている近世の海難記録は、この出役たちが自身の職務遂行を証明するため、事故の顛末を書役に悉皆記録させたものとされている。

出役たちは、海難事故に関して浦方役人をはじめ船頭・水主・乗組員ら関係者の取り調べを行い、尋問への回答を書役にまとめさせた。また、海難救助義務の直接の責任者である浦方役人（庄屋たち）も、救助・救護の仕方や捜索の仕方、破船のその後の処理の仕方によっては船方（船頭たち）から異論が出る恐れもあったため、適切に救助・救護処理を行ったことを記した一



「防州岩国和木浦万吉船難舟一件諸書付控」

札を船頭たちから取ることにしており、これを出役に提出した<sup>1</sup>。

難船・破船に関する一件記録は、これら諸々の書付類の控を一冊の記録としてまとめたものである。

さて、前置きが長くなつたが、本稿で紹介する天保4年（1833）の海難記録「防州岩国和木浦万吉船難船一件諸書付控」は、当館が寄託を受けている安芸国賀茂郡川尻村河野家文書（本河野）の中に含まれている1冊である<sup>2</sup>。本河野家は、近世には廻船問屋を営んでおり、また川尻村組頭を長く務めていた（天保6年以降は庄屋を務めた）。海難記録自体は、広島藩から派遣された出役たちの意図で作成されたものであるが、このように村方文書（しかも救助責任者ではない村役人の家文書）に残った理由は、恐らく、関係する浦方で一件記録の控が複数作成され、そのうち1冊が何らかの形で近隣の川尻村で村役人を務める同家の手に渡ったため、伝来することになったのであろう。

海難救助記録は、法令に則って、藩役人の意図により、さらには浦方役人らの意見も汲み入れる形で作成されたものである。従って、そこに記された事柄には、職務担当者側の都合による脚色が含まれていることが十分考えられる。また、当然のことながら、この一件記録は、海難事故を一つの物語として描いた“作品”ではなく、役人が聴取した内容を文書化した口上書や各種の経費を書き上げた諸入用帳などを延々と書き写したものであり、いわば役人の手による公式記録である。

しかしながら、そこから浮かび上るのは、海難事故をめぐる多くの関係者の存在であり、また当事者たちの詳細な行動であり、さらには、その行動からうっすらと浮かび上がる人々の内面である。

では、この記録をもとに、海難事故の顛末を細かく順を追って紹介していくことにする（なお、以下の記述では、「防州岩国和木浦万吉船難船一件諸書付控」のことを、単に「史料」と記す。また解説文について、旧漢字は基本的に新字に改め、漢字の助辞はひらがなに改めて表記した）。

---

<sup>1</sup> 近世の海難救助制度については、金指正三『近世海難救助制度の研究』（1968、吉川弘文館）を参照。

<sup>2</sup> 安芸国賀茂郡川尻村河野家文書（本河野）。本史料の登録番号は200908-49。

## 1 船旅の乗客たち—海難事故の当事者—

天保4年（1833）3月、九州各地から11人の旅人が周防国岩国新湊（現岩国市新港町）にやってきた。旅人は次の人たちである<sup>3</sup>。

### 豊前国田川郡上中元寺村（小倉藩領）百姓栄次郎・同妻きな

（現福岡県田川郡添田町。史料中では「上中岸村」とも記されているが誤記）

百姓栄次郎とその妻きなは、念願あって讃州金毘羅社へ参詣し、それより伊勢参宮するため、夫婦揃って村役人に届け出を行い、3月11日に村を出立した。11日後の3月22日、岩国新湊に到着し、その日は船宿<sup>4</sup>卯吉方で一泊した。

（天保4年4月「豊前田川郡上中岸寺村三津口村横嶋ニ而難舟一件御約ニ付申上口上書」栄次郎妻きな）

「一、私義は、豊前田川郡上ミ中岸寺（上中元寺）村百姓栄次郎妻ニ御座候所、念願も御座候ニ付、讃州金毘羅社へ参詣仕、夫より伊勢参宮可仕心組ニ而、夫婦共御役元へは無沙汰ニ而、三月十一日、村方出立、道々報謝仕、追々罷登り、同廿二日岩国新湊舟宿卯吉方へ一宿仕、翌廿三日夕、藤八舟へ乗り移」

### 豊前国下毛郡深水村（中津藩領）百姓保松の妻まさ・百姓吉蔵・さん（吉蔵母） （現大分県中津市三光上深水・下深水）

まさは、伊勢と讃州金毘羅社へ参詣したいという宿願を持っており、さらに京都見物もしたいと考えていたところ、村内で同じ志を持っていた吉蔵さん（吉蔵母）に誘われたので、夫の保松ら家内の者と相談の上、吉蔵親子と3人連れて旅をすることにした。村役人のもとへ届け出て、3月2日に国元を出立している。岩国には21日後の3月23日に到着し、3人で錦帶橋を見物したあと、乗船地である新湊にやってきた。

<sup>3</sup> 以下の旅人たちの記述は、各人が取り調べの際に述べた内容を記した口上書の記述に拠っている。地名の字が実際の地名と異なる書き方になっている所が多いが、それは、これらの口上書が、各遭難者から口頭で聞き取った内容を物書役が筆記したものだからであり、さらに写本を作る段階での筆写の誤りもあったためである。

<sup>4</sup> 船宿は、廻船の乗組員たちの宿屋。船頭・水主たちの宿泊施設であるにとどまらず、乗船客や荷物の周旋、廻船に必要な碇・綱・食料品などの船舶用品の調達も世話した。

（巳4月「奉申上口上覚」豊前国中津下毛郡深水村百姓保松妻まさ）

「一、私儀は、豊前国中津下毛郡深水村百姓保松妻ニ御座候処、宿願御座候而、伊勢并讚州金毘羅社へも参詣仕、乍序ニ京都も見物仕度奉存候内、同村吉蔵、同人母さん、親子共同志二而相誘候ニ付、家内相談之上、同所三人連ニ而、御役元へは無沙汰ニ而、当三月二日国本出立、報謝等仕、追々罷登り、同廿三日岩国錦帶橋見物、夫より新湊迄罷出、藤八船ニ乗組候処」

#### 築後国串原村（久留米藩領）百姓武右衛門・娘ふで

（現福岡県久留米市櫛原町）

百姓武右衛門の娘ふでは、四国巡拝を志願し、父武右衛門に同行してもらうことにした。村役人のもとへ届け出を行い、身分証明書として檀那寺から発行される往来手形「寺証文」をもらい受け、3月4日に村を出立した。18日後の3月22日、岩国新湊に着いた親子2人は、船宿喜平方へ参り、そこで乗船する船を教えてもらいつつ一泊した。

（巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約ニ付申上候口上書」筑後久留米在串原村百姓「武右衛門娘ふで」）

「志願之儀も御座候而、四国為巡拝之、父武右衛門同道ニ而、役元へは無沙汰寺證文囉ヒ受、<sup>ちら</sup>三月四日村方出立、報謝等仕、追々罷登り、同廿二日岩国新湊ニ而舟宿喜平方へ参、船聞合、翌廿三日夕藤八船ニ乗組候所」

#### 肥前国岡口村（対馬藩浜崎領）百姓延七の妻かつ

（現佐賀県唐津市浜玉町岡口）

百姓延七の妻かつは、四国巡拝を志願し、夫の延七に相談の上、檀那寺から「寺往来」（寺証文）をもらい受け、3月5日に村を出立したという。途中、筑後国串原村の武右衛門・ふで親子と一緒にになり、3人で旅をした。3月22日、武右衛門・ふで親子とともに岩国新湊に着き、船宿喜平方で一泊した。

（巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約ニ付申上口上書」肥前浜崎在岡口村百姓延七妻かつ）

「一、私儀は、肥前浜崎在岡口村百姓延七妻ニ御座候処、志願之儀も御座候而夫延七へ相談之上、四国巡拝可仕心組ニ而寺往来囉受、役元へは無沙汰ニ而、当三月

五日村方出立，報謝等仕追々罷登り，九州ニ而武右衛門・同人娘ふで等道連ニ相成，夫より同道，同廿二日岩国新湊之船宿喜平方へ一宿仕，翌廿三日夕右三人連ニ而藤八舟へ乗組」

### 筑前國中野郡前立村（福岡藩領）百姓惣六

（現福岡市東区。「中野郡前立村」は那珂郡馬出村のこと）

百姓惣六は、「御國主様」（福岡藩主黒田斉清）が江戸から帰国するとの情報を得た。ちょうど農作業の合間でもあり、藩主一行が滞在する播州室津へ人足賃稼ぎをしに行くことにしたのである。村役人に届け出て3月19日に村を出立したが、「路銀」（旅費）の用意もできていなかったため、途中で1枚を売り払って銭を作りつつ旅であった。しかし、わずか3日後の3月22日には岩国新湊にたどり着き、船宿兼吉方で一泊した。

（巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約二付，申上ル口上書」筑前中野郡前立村百姓惣六）

「一、私儀は、筑前中野郡前立村（馬出村）百姓ニ御座候処、此節作業之間合ニ御座候間、御國主様御帰国之御様子承り候ニ付、人足賃儲ニ室津迄罷登り可申上奉存、御役元へも無沙汰ニ而、三月十九日村方出立仕候処、路銀之用意も不仕候ニ付、途中ニ而給壹枚売払路用ニ仕、同廿二日岩国新湊舟宿兼吉方へ着仕、翌廿三日藤八舟へ乗移り」

### 肥後國詫麻郡矢山村（熊本藩領）妙心

（現熊本市南区田迎。「詫麻郡矢山村」は詫麻郡良間村のこと）

### 肥前國詫麻郡出仲間村（熊本藩領）恵休



（現熊本市南区田迎。史料中では「井手中間村」「井出仲間村」とも記されている）

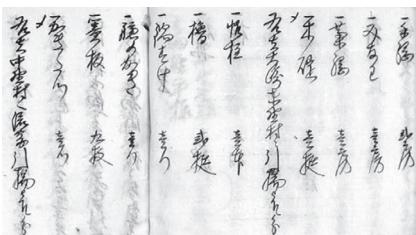
妙心は、肥後國詫麻郡外河原村（実際は飽田郡土河原村）百姓伝七の娘である。両親とも死去し、兄弟4人暮らしであったが、うち2人が死去。姉のそめは同郡（実際は玉名郡）安楽寺村百姓嘉右衛門の妻とな

った。妙心も結婚したが、夫婦とも老年となり、経済的にも逼迫してきたため、夫婦揃って剃髪し、妙心は熊本神宮寺の末寺で託麻郡良間村にある浄土宗の寺院慈敬山香福寺（史料中では「広福寺」「興福寺」「幸福寺」とも記す）の尼僧となった。その後、上京と信州善光寺参詣を志願するようになったが、近隣の出仲間村に住む甚助の姉で、同じく香福寺に入った恵休という尼僧が妙心と同志になり、2人で申し合わせ、善光寺参りを行うことにした。3月20日に出立し、托鉢をしながら道中を行き、4日後の3月23日に岩国新湊に着いた。

（巳4月「奉申上口上之覚」肥後詫麻郡矢山村妙心）

「一、私義は、肥後詫麻郡外河原村百姓傳助娘ニ而御座候、両親共先年死去仕、兄弟四人暮之処、式人は死去仕、姉そめ儀ハ、同郡安楽寺村百姓嘉右衛門妻ニ相成居申候、私共夫婦とも追々及老年、誠ニ手元逼迫ニ相成候ニ付、夫婦共剃髪仕、熊本神宮寺末寺同郡矢山村（良間村）浄土宗慈敬山幸福寺ニ住居仕候処、兼而上京并信州善光寺参詣之志願御座候処、同郡井出仲間村甚助姉ニ而、同方ニ相懸り拠候尼恵休も同志ニ付申值、同所式人連ニ而、当月廿日国元出立、托鉢等仕、追々罷登り、三月廿三日、岩国新浜へ罷越、同夕藤八船へ乗組候所」

さて、それぞれの地から、それぞれの思いでやって来た11人の旅人たちは、3月23日、岩国新湊から少し北へ行った和木浦のうち装束浦（現岩国市装束町）で万吉船に乗り込み、出帆した。



万吉船は、史料によると、6反帆の30石積船と記されている。金毘羅参詣ブームであったこの当時、瀬戸内海では、いわゆる「金毘羅船」が数多く往来していた。「金毘羅船」と称する渡海船には、本格的な弁才船型のものから、「30石船」と呼ばれる川船系の簡素な小船まで様々なものがあったとされ、その実態は未だ詳しくは分かっていない<sup>5</sup>。しかし、遭難後に

引き揚げられた万吉船の破片を記した箇所。「帆柱」「かきたつ」（垣立）などの記載が見える。

<sup>5</sup> 金毘羅船については、石井謙治『和船』II（ものと人間の文化史76—II, 1995, 法政大学出版局) III-8 (160~163頁) を参照。

海から引き揚げられた万吉船の破片を記した「覚」によると、万吉船は30石積ではあるものの、帆柱に屋形も垣立（船縁に設けられた欄干状の垣）も付いており、ある程度設備の整った渡海船であったことが分かる。また、6反帆といえば、平均66.6石積の船であることから、万吉船は貨客両用船であり、積荷部分の積載可能石数が30石ということだったのではないかと思われる。

## 2 岩国新湊からの出帆～賀茂郡三津口村横島沖での遭難

天保4年3月23日の夕方、装束浦から万吉船が出帆した。船頭は藤八という人物であり、水主（船頭以外の乗組員）の五左衛門という人物が同乗した。船の最終目的地は、播磨国姫路藩の外港である室津であった。旅客の大半は金毘羅参りに行く人たちだったので、恐らく、讃岐国の多度津辺りでまず金毘羅社への参詣客を降ろし、その後室津へ渡り、そこで人足賃稼ぎをするつもりの惣六を降ろすという予定だったのであろう。11人の旅人に船方の2人を加え、計13人が乗船しての船旅であった。

23日の夜、船は宮島に到着した。そこで一晩泊まり、翌24日の朝、旅客たちは厳島神社を参拝した。そして4つ時頃（10時頃）に宮島を出帆。当初は順風であったが、やがて、船が「隠戸内」（音戸の瀬戸）を通過する頃になると、次第に南風が強まってきた。八つ時頃（14時頃）、空模様が悪くなってきたので、藤八らは一旦船を「高洲」（呉市音戸町高須）に着け、天候の回復を待つことにした。そして、追々風も和らいできたので出帆したが、潮待ちに相当時間を要したのであろう。出帆した時にはすでに日が暮れていたものと思われる。下蒲刈島を過ぎ、上蒲刈島を過ぎようとする頃には、恐らく再び天候が悪化していたはずである。

（天保4年4月「三津口村沖横嶋ニ而難船一件御約ニ付申上候口上書」沖船頭藤八・水主五左衛門）

「一、私義は、船稼仕候ニ付、此度五左衛門と申值、万吉船借受、新浜ニ而<sup>くじ</sup>引仕候處、私へ闇当り候ニ付、兼吉方より宗六、甚蔵方より尼武人、喜平方より武右衛門・ふて・かつ、卯吉方より栄次郎・きな・まさ・吉蔵・同人母さん、右拾老人引受、都合拾三人乗ニ而當三月廿三日、同所出舟、同夜四ツ時頃宮嶋へ着舟、翌廿四日朝四つ時ニ同所出舟順風ニ付、追々罷登り候所、同八つ時頃空合惡

敷相成候ニ付、高洲ニ而暫時汐繫  
り仕見合居候処」

25日の暁七つ時頃（4時頃）、船は横島に近付いていたが、西風が強くなってきたため、藤八らは帆を少し下げた。しかし、風の強さが倍増し、強風が吹き出したため、藤八と五左衛門は船を横島に繫留するつもりで帆をさらに下げかけたところ、突如「山嵐」<sup>やまおろし</sup>が吹き付けてきた。藤八と五左衛門は、難船する恐れがあると判断し、屋形の中で寝ていた乗客全員に目を覚ますよう申し聞かせ、起こうとした。しかし、その矢先、船は強風にあおられて大きく横に傾き、転覆したのである。

ところで、当時の天候は実際どうだったのか。広島藩の家老東城浅野家に仕えた村上家の日記「村上家乘」<sup>6</sup>には、約100年にわたって江戸時代の広島の気象状況が記されている。「家乘 後篇卷之廿四 天保四年」を見てみると、天保4年3月24日の天気は「暁雨雷鳴電甚、後晴、冷意」とあり、さらに「暴雨之氣色ニ而雷電甚し、雹<sup>ひょう</sup>降候也」と記している。日中は悪天候でその後一旦は晴れたことがうかがえる。恐らくこのことが災いしたのであろう。船が再度出帆した日没以降、再び悪天候となり、雷鳴がとどろき雹が降るという大変な悪天候に、不運にも遭遇してしまったのである。

船が転覆した後、船頭の藤八はすぐ裸になり、乗客たちの救出にかかった。横転した船の屋形を取り壊し、中にいた乗客たちを出して、船の垣立に取り付かせていった。しかし、まだ夜が明けやらぬ時のことである。乗客たちの多くは屋形の中ですっかり眠っており、目が覚めぬまま冷たい海に放り出され、海中に沈んでいった者、船から離れて行った者もあった。間もなく、帆柱が抜け落ちると再び船は起き上がったが、船内はすでに「水船」（浸水して沈没しそうな状態の船）になっており、藤八らは、垣立に取り付いていた乗客たちを船の「艤」（とも、船尾）や「舷」（へさき、船首）のほうへ再び



横島沖付近（呉市安浦町、中央の島が横島）

<sup>6</sup> 「村上家乘」については、原本は広島大学文学部日本史学研究室が所蔵し、広島県立文書館では複製資料を所蔵・公開している。「家乘 後篇卷之廿四 天保四年」の登録番号はP01-31-7-A39。

取り付かせていった。

(天保4年4月「三津口村沖横島ニ而難船一件御約ニ付申上候口上書」沖船頭藤八・水主五左衛門)

「同夜七つ時頃、横島近辺より西風強く相成（略）、同島へ船繫り仕候積ニ而、又々帆ヲ下ケかけ候所へ、俄ニ山嵐シ有之候ニ付、難舟も難量と奉存、何れも目覚メ候様申聞候哉否、船覆り候趣、船頭藤八儀は直ニ裸ニ相成、屋形ヲ放シ、乗組之者は船之垣へ取付せ置候所、間もなく帆柱抜ケ出、船は起キ直リ、水舟ニ相成候ニ付、又々乗組之者ヲ艤舷ともへ（艤舳）へ取附せ置候」

六つ半時頃（4時半頃）、横島の沖に1艘の帆掛け船がやってきた。水船に引き上げられていた乗客たちはみな助けを求めて声をあげた。藤八も必死で声をあげたが、喉がかれてしまったため、船内にあった水棹の先に莫薙を結びつけて振り回した。それに気付いたのか、程なく船は遭難者たちのほうへ近寄ってきた。乗組員たちが綱を投げかけてきたので、藤八は引き寄せようとしたが、波風が強く、船はなかなか近くまで寄り付くことができない。藤八は助船に向かって「帆を下げて碇を降ろしてくれ」と頼んだが、乗組員



海難事故関係地図（『広島県の地名』〈日本歴史地名大系第35巻、1982、平凡社〉を加工）

たちは承知しなかった。

（同上）「翌朝六つ半時頃、横島沖ニ帆かけ船相見へ候ニ付、助ケ呉候様一同ニ声ヲかけ、藤八儀は声もかれゝ、ニ相成候故、水棹之先へござヲ結ヒ付、相招キ候所、右船無程乗付、綱之端ヲ投かけ候ニ付、引寄せ可申と働く候得共、何分風波強く、中々舟寄付不申ニ付、早々帆ヲ下ケ、碇ヲ入呉候様相頼候所、承引不仕ニ付」

藤八はとりあえず綱を取り、艤のほうに取り付いていた3人の女たち（きな・ふで・かつ）の手に綱を括り付けていった。そして、尼僧や他の者たちも括り付けようとしたところ、突然船が動き出し、括り付けていた女たちや藤八は一気に海中へ引き込まれてしまった。藤八は、この綱を放せば命がないと思い、女3人とともに綱にしがみついていたが、やがて助船が綱を引き寄せ、藤八ときな・ふで・かつの4人を乗組員たちが引き揚げてくれた。また、水主の五左衛門と惣六も乗組員たちが救助した。

（同上）「右綱ニ<sup>とも</sup>艤ニ居候婦人三人之手ヲ括り付置、尚又船ニ居候尼僧其外ヲも括り付可申と相働く候内、右船<sup>はし</sup>纏り申候ニ付、括り付置候婦人并藤八とも海中へ引連れ候ニ付、藤八儀、何分綱ヲ放シ候而是結ヒ留メ無之事故、忽チ溺死仕候儀と奉存、其儘婦人諸共綱へ取附居候処、助船曳揚ケ、五左衛門・宗六等は助船乗組之内より曳乗せ相助ケ候」

助け出された者のうち、きなは、船が転覆したあと、夫栄次郎がどこに居るのか探していたが、動くたびに潮が耳や口に入り、目もはれてしっかり探すことができなかった。やがて藤八・五左衛門らによって水船に引き揚げてもらったが、再び海中に放り出されたあとのことは覚えていなかった。

（天保4年4月「三津口村横島ニ而難舟一件御約ニ付申上口上書」豊前田川郡上中元寺村栄次郎・妻きな）

「夫栄次郎はいつれニ居候哉と、動もスレバ汐耳口へ入、目も晴み、栄次郎ニも相離候所、艤船へ舟頭共乗主ヲ揚置候得共、無程帆船通懸り候ニ付、助ケ呉候様、一同声ヲ上候処、水船へ乗付、綱ヲ投ケ懸ケ候得は、船頭藤八右綱ニ而手ヲ括り付、帆舟へ曳揚、助呉候由ニ候得共、頓着仕、夫迄之儀は聴と覺へ不申」

ふでも、屋形の中で父武右衛門と一緒に寝入っており、船頭の藤八らが起しに来たことも覚えていなかった。突如海中に投げ出され、驚いているうちに父武右衛門と離れてしまい、潮を呑み、混乱しているうちに、船頭たちが屋形を壊して水船に上げてくれた。その後、助船から投げられた綱を藤八が手に括り付けてくれたところまでは覚えているが、それ以外のことは覚えていなかったという。

(巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約ニ付申上候口上書」築後久留米在串原村百姓武右衛門・娘ふで)

「屋形之下ニ父武右衛門と一緒に能臥り居候ニ付、船頭共起候儀は承知不仕、水船ニ相成候節打驚キ、菟口仕候内、武右衛門ニも相離レ汐ヲ呑、旁々暮居候処、舟頭共屋形へ放シ、乗主とも艤船へ取揚置候得は、無程艤船通り懸候ニ付、助吳候様一同声ヲ上候処、無程難舟へ乗付、綱ヲ投ケ懸ケ候処、直ニ舟頭藤八儀、右綱ニ而私手ヲ括り付候義は覺居候得共、右危難ニ勞シ、其外之義は承知不仕候処」

かつも、屋形の中で熟睡していたので、藤八や五左衛門が起しに来たことをやはり覚えていなかった。突如船が覆って驚き、潮が耳や目に入ってきたが、その前後のことは覚えていなかった。

(巳4月「三津口村横島ニ而難舟一件御約ニ付申上口上書」肥前浜崎在岡口村百姓延七妻かつ)

「夜半過ニも可有御座歟、風波強く難舟も難量ニ付、目覺候様、船頭共申候趣ニ候へ共、私儀は屋形之下ニ能臥り居申候而、存不申候所、船覆候場合、打驚キ候得は、耳目ニ入候様之儀ニ而、旁々暮前後覺不申、芝嶋ニ而藤八介抱仕具、漸人心地ニ相成候所、力藏方へ連参り養育仕具、気分慥ニ相成、追々危難之次第承候得は、横島沖合ニ而難舟仕候趣ニ御座候処、程能此辺艤船通り懸り、難舟へ綱ヲ投ケ懸候処、藤八私手ヲ右綱へ巻付候ニ付、艤舟曳揚助吳候趣ニ承り」

一方、惣六は、船頭が起しに来たとたんに船が覆ったことを覚えていたようである。はからずも潮を呑み、難儀していたが、船頭の藤八と水主五左衛門によって水船に上げてもらい、さらに助船が来て引き揚げられ、大芝島へ

揚陸させてもらったことも全て覚えていたという。

（巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約ニ付、申上ル口上書」筑前中野郡前立  
村百姓惣六）

「何れも目ヲ覺候様、舟頭より申候否哉舟覆り、尚又起直り候得共、水舟ニ相成候  
而、不計汐ヲ呑、難義仕居候処、船頭共乗組之者艤船へ揚置申候折柄、艤舟通り  
かけ候故、助呉候様、一同声ヲ上候処、右舟無程難舟へ乗付候得は、艤舟へ乗組  
之者直ニ曳揚助呉、芝嶋へ揚呉候様相覺」

それぞれの記憶がどうであったかということも、後の出役たちによる聴取  
内容から知ることができるのである。

救助された藤八らは、残る7人の乗客たちも助けてくれるよう、助船の乗  
組員たちに頼んだ。しかし、もはや船は一杯でこれ以上は重荷になるとして  
聞き入れられず、また名前や所（船籍地）を尋ねても教えてくれなかつた。  
結局、6人を助け出した船は、横島から東へ進み、大芝島（風早村抱え）へ  
乗り寄せた。そこで6人を揚陸させ、古い布を2枚投げ置き、そのまま去つ  
ていったのである。

（同上）「残七人之者も相助呉候様、一向ニ相頼候得共、最早助舟も重荷ニ相成、其  
義難相叶旨ニ而聞入不申、就而は名所等相尋候得共、一円不申聞、芝嶋へ乗寄せ、  
右六人之者は揚ケ置、古布子式枚投呉置、其儘艤出候」

ところで、6人を救助した船の乗組員たちは、なぜ名前も所も教えず、十分な救護もしないまま去っていったのだろうか。恐らくそこには事情があつたと思われる。近世の海難救助制度においては、海難救助は沿海民の義務であり、航行中の船舶も、遭難者を見つけたら救助しなければならなかつた。もし遭難者が救助を求めていることを知りながら救助しなかつた場合には、厳罰が課されたのである<sup>7</sup>。しかし、この帆掛け船が万吉船を発見したのは、同船が転覆してから1時間半しか経っていない時であり、まだ暴風雨が吹き荒れている状況であった。綱を投げて引き寄せるのが精一杯であり、恐らく最初から十分な救助はできないと判断していたのであろう。しかし、ここで

<sup>7</sup> 前掲1) 196頁を参照。

十分な救助をしないまま去った場合、もし相手に名前や所を教えててしまうと、いずれ救助者たちが藩役人から取り調べを受けた際に自分たちも召喚され、聴取の結果によっては処罰を受ける可能性があった。ましてや、この近海に船籍のある船であれば、なおさら容易に足が付いてしまう。名前や所を教えることなく速やかに現場を去った背景には、そのような難しい判断があったと推測されるのである。

### 3 大芝島への漂着と山番たち

大芝島に揚陸させられた6人は、これからどうすればよいか、さぞ困惑したことであろう。しかし藤八は、島の浜辺で3人の女たちをまず介抱し、水主の五左衛門と惣六（史料中では「宗六」とも記す）は、すぐに島の山番である力藏のもとを訪れている。恐らく、6人を救助した船の乗組員たちはこの近海をよく知る者たちであり、大芝島には力藏という山番がいるので訪ねるよう、教えていたのではないだろうか。山番とは、藩有林の管理支配機構の末端に位置する存在であり、現地での林野管理にあたった番人のことである。一般には村内の百姓から任命され、村方から給米が下付されていた。山番は日常的に林野を点検して回り、林の盗伐を監視し、また風倒木などがあれば藩へ報告する役目を担っていた。

さて、力藏に会った水主の五左衛門と惣六は、難船の様子を力藏に説明し、女3人が難儀しているので着物を貸してくれるよう頼んだ。力藏は早速、古い「どんざ」（古綿を使った綿入りの着物）を出し、まず濡れ着のままであった五左衛門と惣六を着替えさせた。そして、力藏と甚助・源平という3人の山番と一緒に、残る4人がいる浜辺へ行き、4人を力藏宅へ連れて行った。力藏はそこで4人にもどんざを貸して着替えさせ、茶飯なども出してくれた。濡れ着も濯いで干し立ててくれ、世話をしてくれたという。

こうしてようやく一息つくことができたところで、藤八は、他に7人が水船に漂流していることを山番たちに話した。そして、早々に助船を出して欲しいと訴えたが、山番たちは、何分波風が強く、島にある小舟では櫓や櫂も良くないので、とてもこの悪天候では海に乗り出すことができないと答えた。しかし、他に繫留している船がいるかもしれない、山番3人で手分けして探すことにし、船頭の藤八と五左衛門らも同行した。

（天保4年4月「三津口村沖横嶋ニ而難船一件御約二付申上候口上書」沖船頭藤八・水主五左衛門）

「藤八は、同島浜辺ニ而婦人共ヲ致介抱居、五左衛門・宗六両人、同嶋御山番力藏方へ参り、難舟仕候様子申入、古どんざ四枚借り受、濡着物と着せ替、右濡着物は焙りテ又々着

替、右借用之どんざは戻申候、扱又右水船難捨置ニ付、山番へ水船ニ相残居候七人之者ども未存命致居可申間、早々助呉候様相頼候所、芝嶋ニは小キ渡舟壹艘之外無之、櫓櫂等も不宜、ケ様之大風波ニ而は速も乗出候儀相叶不申由ニ而、誠ニ無是悲次第」

（天保4年4月「三津口村横嶋ニ而難舟一件御約二付申上口上書」豊前田川郡上中元寺村栄次郎・妻きな）

「夫より芝島へ揚り、藤八介抱仕吳、漸く生氣慥ニ相成申候処、夫栄次郎居不申、如何相成候事哉と心済不申、案居申候、然ル所、同島御山番三人連ニ而、私共連帰り濡着等着替せ、茶飯杯差出、尚濡着物ハ濯キ干立囉ひ、段々世話ニ相成居候処」

やがて、内海村の次郎兵衛という人が、大芝島で繫船しているところを山番の甚助が見つけた。内海村の次郎兵衛は、広村で材木を買い求めに行くため、三津口村で船を借りて3月25日に出船したが、強い西風に吹き戻されてしまい、やむなく大芝島に漕ぎ付け、停泊していたのである。出船するにも波風が強く難儀していたところ、山番の甚助が見つけ、次郎兵衛のもとへやってきた。次郎兵衛と甚助は普段から顔馴染みの間柄であり、甚助の頼みに応じた次郎兵衛は、船を一旦風險のほうへ回した上で山番と遭難者たちがい



大芝島（東広島市安芸津町）

<sup>8</sup> なお、この時の詳細は証言者によって若干違がある。山番3名の口上書では、次郎兵衛を力藏宅へ連れて行ったとあるが、次郎兵衛や藤八・五左衛門の口上書では、甚助宅へ行ったという。また、次郎兵衛の口上書では、自分のところへ来たのは甚助一人であったように読み取れるが、藤八・五左衛門の口上書では、甚助と一緒に藤八らも次郎兵衛のもとへ頼みに行ったとある。

る所へ同行した<sup>8</sup>。

(天保4年4月「三津口村沖横島ニ而難船一件御約ニ付申上候口上書」沖船頭藤八・水主五左衛門)

「内海村次郎兵衛と申人、下筋へ参り懸ケ之処、右之風波ニ而船繫り仕候ヲ見懸ケ、直キニ御山番之内甚助并私共、次郎兵衛へ一応船ヲ乞置、右舟ヲ風蔭へ廻し置、同人義、甚助方へ致同道候所、山番之者より難船之様子相喟、私共儀、三津口村御役場へ引渡呉候様相頼呉候所、承引仕」

(巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約傳ニ仍而申上候口上書」内海村百姓次郎兵衛)

「一、私義、材木入用ニ付、広村ニ而買求可申と奉存、三津口村舟借受、三月廿五日出舟仕候処、西風強く遂ニ被吹戻候ニ付、芝嶋へ漕附、船繫仕候へ共、何分風波強候ニ付、難儀仕居申候処、同島山番甚助舟元へ參候ニ付、下地馴染ニも御座候而、同人相頼風蔭へ船相廻し囉、私義は、同人宅へ揚候所、旅人六人外ニ山番兩人も居合候故、様子承り候処、難舟ニ逢ヒ、同島へ揚候者之由」

そこで、山番たちは次郎兵衛に対し、難船の様子を話した上で、遭難者たちを対岸の三津口村「御役元」へ連れて行くよう頼んだ。これは山番たちの判断によるものであった。つまり、船が転覆した場所は三津口村抱えの横島沖であり、恐らく難船は同島もしくはその東方にある馬島うまじま（呉市安浦町）に流れ着くと考えられるので、海難救護処理を担う浦方（瀬元引受浦）は三津口村となるであろう。従って、三津口村に連れて行くのが良いとの判断であった。ふだんから懇意の関係にある山番から厚く頼まれたので、次郎兵衛はこの依頼を受け、風が和らぐのを待って6人を乗せ、出船した。材木運搬用に調達した船であるので、簡素な小船であったとは考えにくいが、史料中では次郎兵衛以外に水主が同乗していたとの記述がなく、次郎兵衛一人で操船したと考えると、万吉船よりも小型の船であったと想像される。

(巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約傳ニ而申上候口上書」風早村芝島山番力蔵・甚助・源平)

「私共考合申値候処ニ而は、三ツ口横島沖ニ御座候間、同嶋又は馬嶋辺右難舟之場所へ流着可申、左スレバ三津口村へ連渡候得は相済可申と相心得、右次郎兵衛へ

碇々之様子相ぬ、三津口村御役元へ  
連渡方相頼候処、承引仕呉申候」

大芝島と対岸の本州側とは、最も短い所で500mにも満たないが、風が和らいだとはいえ、出船した時はまだ西風が強く吹いていた。船は三津口村までたどり着くことができず、ようやく三津口村より東方の小松原村へ漕ぎ寄せ、揚陸した。

小松原村に着いた6人と次郎兵衛は、歩いて三津口村に入り、「御役元」の三津口村組頭定次宅を訪れた。三津口村は当時、阿賀村に居住する大庄屋宮尾彦五郎が「当分庄屋」として庄屋職を兼帶しており、村に在住する庄屋がいなかった。組頭の定次宅を訪れたのはそのためである。次郎兵衛はそこで定次に対し、三津口村を目指したもの揚陸できず、小松原村に揚陸したことや、大芝島の山番に頼まれて6人を連れてきた旨説明した。さらに、船頭の藤八から難船の次第を説明し、他の遭難者たちのために助船を出してもらうよう願い出た。これを受けて直ちに、もう一人の組頭である嘉藤治の屋敷が遭難者たちの宿にあてがわれ、三津口村より捜索船が出されることとなった。嘉藤治宅を宿にしつらえ、人夫2人を雇ってその日の昼から夜まで詰めさせた。また、五左衛門とかつ・きな・ふでの4人には、布子と袴1枚ずつがあてがわれた。食事はもとより、何かと親切な心配りがなされたという。

(天保4年4月「三津口村沖横嶋ニ而難船一件御約二付申上候口上書」沖船頭藤八・水主五左衛門)

「何分西風強く、三津口村へ船寄不申、漸小松原村へ漕寄候ニ付、同所より揚陸ニ而、三津口村御役元へ参、次郎兵衛より芝嶋御山番相頼連參候趣申出候間、尚私共より難舟仕候次第申出候処、早速助船被差出候所」

(巳3月27日「防州岩国和木浦万吉舟難舟之趣御注進書附」当(三津口村)庄屋彦五郎、与頭定次)

「尤風並悪く、当浦は船寄不申ニ付、小松原浦より揚陸罷越し候段申出、且右漂流之者へ助船差出候様、相頼申候ニ付、早速上ハ乗長百姓・組頭・水主五人宛乗組、助舟差出、段々相尋候へ共、舟人とも行衛相知れ不申候



小松原（東広島市安芸津町）から見た大芝島

一、右難舟助命六人之者、風早浦抱大芝島へ揚陸仕候儀故、山番之者より同浦役人へ申出、同浦之差配相成候流哉と申值、右之趣は早速同浦へ駆合置候儀ニ御座候、但本文之通、人命之儀ニ而、猶予難相成義ニ御座候故、助舟之儀は上文之通、早速当浦より差出申候

一、右助命六人之者、當浦へ宿申附置、喰事は勿論、何角心ヲ付候様、宿主共厚申談置候儀ニ御座候」

#### 4 難船をめぐる大崎上島での取り計らい

さて、万吉船に同乗した13人のうち、横島沖で救助されずに流されてしまった7人の乗客は、その後どうなったのであろうか。

安芸郡仁保島村の魚商人である長三郎は、上方方面へ魚を積みのぼせるため、いつも横島付近を通る『地乗り航路<sup>9</sup>』を行き来していた。3月24日、この日も長三郎は、小豆島へ蛸の活舟稼ぎ（生船〈船内に生簀のある荷船〉）を使った船稼ぎをしに蛸舟で出帆し、この地乗り航路を航行していた。25日の朝、横島の南東沖にある黒島（来島）辺りを通りかかったところ、長三郎は前方の沖合にある津久賀島（豊田郡大崎上島町大串）付近に水船が漂流しているのを見た。同乗していた水主と話し合い、漕ぎ寄せてみたところ、中から1人の女が助けてくれるよう声をかけているのが聞こえてきた。海上はまだ風が強く、なかなかその場へ漕ぎ着けることができなかつたが、色々立ち働いてようやく水船に漕ぎ着け、女1人を船に乗せることができた。その女は、豊前国中津藩領の深水村から来た百姓保松の妻まさであった。

（巳4月5日「奉申上口上之覚」安芸郡仁保島向灘の魚商長三郎）

「私儀、魚商被仕、毎々上方へ魚登せ仕候、此度も蛸積受讚州小豆島辺へ罷登り可

<sup>9</sup> 『地乗り』航路は、瀬戸内を東西に縦断する主要航路として近世以前に発達していくルート。本州側沿岸に沿って航行するもので、蒲刈三之瀬（下蒲刈島）・忠海沖を通って布刈瀬戸（因島と向島の間）を抜け、阿伏兎観音を拝して鞆へと進む。これに対して近世以降に発達した航路として御手洗や鼻縁瀬戸（大三島と伯方島の間）・弓削瀬戸（弓削島と因島の間）を通る『沖乗り』航路がある（山口徹編『瀬戸内諸島と海の道』〈街道の日本史42、2001、吉川弘文館〉110頁、佐竹昭執筆）。史料に描かれている万吉船や仁保島村長三郎の船は、いずれも本州側沿岸に沿って航行しており、『地乗り』航路を通っている。

申と奉存、去ル廿四日所出帆、翌廿五日大崎島之内黒島辺へ登り懸り候処、沖合ニ水船漂流仕候様相見へ候ニ付、水主何兵衛と申值ひ、漕寄見候処、婦人助吳候様、声ヲ懸候へ共、何分波風強ク其場へ難漕寄色々立働く、漸水船へ漕付、婦人壱人私船へ引乗せ候所」

まさは万吉船が難船した際、船頭の藤八らに助られて水船のへさきに上がっていたが、6人が助船に救助された時、まだ水船に残されたままであった。出発地の深水村からずっと一緒に旅していた吉蔵が船の端に取り付いていたが、やがて疲れて手を離したのか、海中に沈み、さん（吉蔵母）やその他の乗客たちはみな船内にいたものの倒れてしまっており、高波にさらわれて海中に沈んだ者も見受けられた。結局生き残ったのはまさと肥後国託麻郡良間村の尼僧妙心の2人になった。まさは、この上は神仏にすがるしかないと海上交通の守り神である金毘羅大権現に祈念したところ、白鳥が1羽飛んできたという。不思議に思ってなお祈念したところ、白鳥が再び来て飛び去ったので見送っていると、はるか海上に帆船が見えてきたのだという。しきりに声をかけたところ、帆船が近寄ってきて引き揚げてくれた。この船が長三郎の蛸舟だったのである。

まさは、引き揚げてくれた長三郎に対し、今一人尼僧が船内で生きているので助けてほしいと頼んだ。長三郎は再び水船へ漕ぎ寄せようとしたが、風が激しく、その上水船に帆柱などが横たわっていて寄り付きにくいで、船を風下のほうへ回り込ませ、そこから水船のほうへ漕ぎ寄せることで、ようやく水船に取り付けることができた。長三郎が水船に乗り込んでみると、尼僧の妙心が倒れていた。まだ少し息があるように見えたので、長三郎は妙心を船に乗せた。船底を見ると、他に3~4人沈んでいるのが見えたが、既に絶命して時間が経っている様子であり、しかも妙心の容体が危険な状態であったため、絶命している人たちはやむなくそのまま残して出発した。まさは、妙心の身体が冷え切っているのを心配し、着物などを着替えさせ、寝かしておいたが、そのうち自分もふと気持ちが緩んだのか、以後のことは覚えていないという。

（巳4月5日「奉申上口上之覚」、安芸郡仁保島向灘の魚商長三郎）

「此婦人申分ニ而ハ外ニ尼僧壱人乗組居候ニ付、助吳候様、左も有之哉と尚又漕寄

可申と奉存候得共，何敷風烈敷，其上水船帆柱杯横たわり，難寄附ニ付，風下へ引戻シ乗込見受候処，尼僧は倒れ居候へ共，少ハ息も有之様相見へ候ニ付，渠等兩人私船へ乗組候処，跡船底二人も相見へ候得共，絶命間合も御座候様相見へ，右尼僧前条危急之場合ニ付，絶命之者共は無拠其儘差置，地方へ寄附可申と奉存候内」

（巳4月「奉申上口上覚」，豊前国中津下毛郡深水村百姓保松妻まさ）

「無程助舟参り，相助被連候ものも御座候へ共，私儀は矢張相残，艤たつニ取附居候処，同行吉蔵ハ舟端ニ取附居候得共，追々劳れ，手ヲ放シ候歟，海中へ沈ミ，同人母さん其外乗組之者共は舟中ニは居候得共，相倒れ候ニ付，高浪ニ打出され，海中ニ沈ミ候ものも見受，無恙ものハ妙心・私両人ニ相成候ニ付，此上は神仏ニすがり候外無御座と，讚州金毘羅へ祈念仕候処，白鳥毛羽飛来り候間，不思儀と奉存，尚々祈念仕，右白鳥再び見候処，飛去り候間，見送り候へは，遙々艤舟相見へ候故，頻ニ声ヲ懸候処，艤舟近寄，種々相勧キ，水舟より私ヲ引揚助呉候ニ付，今壱人尼僧いまだ絶命不仕ニ付，此者をも助呉候様相頼候へ共，相劳レ倒居候ニ付，水船へ乗組不申而是難助と漕寄せ候へ共，風波ニ而業難叶候処，漸く風下より漕寄相助候処，惣身も冷，気遣敷体ニ而，着物抔着せ替臥せ被置申候，尤私儀も其後氣分甘ミ候歎，夫よりハ覚不申処」



現在の大崎上島白水港

長三郎は近くの村方へ寄港しようと考え，あとから来た船と寄港先について相談をした。そして，大崎上島の東野村白水に，兼ねてから魚商たちの得意先であった蛸問屋の清五郎のところへ連れていくことにした。

東野村白水に着いた長三郎は，そこで2人から，難船には乗合11人と船頭・水主の2人，合わせて13人が乗っていたことを聞かされて驚いた。長三郎は，救助した2人を連れてすぐ蛸問屋清五郎宅を訪れ，ありていに申し入れたところ，清五郎は即座に2人を引き受け，濡れ着を着替えさせてくれた。そして，長三郎は，今回的小豆島行きを取りやめることとし，同乗していた水主たちに船をさせて小豆島へ出帆させ，自身は島に留まることにしたのである。これは，海難救助の慣行・制度に則った判断であった。清五郎はすぐ東野村役人（庄屋恵一兵衛）のもとへ行き，難船のことについて申し出

た。村役人に難船の件を報告すれば、いずれ広島城下から役人が出張して取り調べが行われることになる。そのため、藩からの取り調べに備えて、清五郎はもとより、長三郎も島に滞留することにしたのである。

（巳4月5日「奉申上口上之覚」、安芸郡仁保島向灘の魚商長三郎）

「矢張私跡船登り懸り候ニ付、俱ニ申值ひ、東野村清五郎義は、兼而魚商ひ得意先ニも御座候ニ付、同方へ右之様子申入、連れ参り候処、速ニ引受呉候得共、私義は先ツ水主ノ方相止メ見合呉候様申聞候ニ付、私船は其儘差登せ、私は同朋へ滞留仕居候義ニ御座候」

東野村では、直ちに医師の鎌輔がまさ・妙心のもとへ差し越された。清五郎が鎌輔のもとへ行き、治療を頼んで来てもらったのである。鎌輔が診察したところ、2人とも「脈証沈細」「手足證令」「証言無出」と診断された。鎌輔は2人に「延嶺丹附子加大黃」を処方した。だいおう 大黃は胃腸炎に聞く下剤・便秘薬の一種で、処方された2人はその後吐き下し、鎌輔が種々養育を加え、追々全快に向かったという。医師の处置は的確であった。

（巳4月「口上覚」豊田郡東野村医師鎌輔）

「一、肥後国詫麻郡矢山村尼僧 妙心  
一、豊前国中津領下毛郡原水村 まさ

右之者義、当三月廿五日、賀茂郡三津口村横嶋沖ニ而難舟仕候処、安芸郡仁保島長三郎相助連參候趣ニ而、清五郎より治療方相頼候ニ付、早速罷越、診察仕候所、両人共脈證沈細、手足證冷仕、証言無出様子ニ而、早速延嶺丹附子加大黃之方相用候所、吐下ニ相成、追々全快之趣ニ御座候処、中野村へ御引取ニ相成申候」

東野村では、難船人引き受けの次第について清五郎から報告を受けた。しかし、遭難者を救助した津久賀島付近は大崎上島の中野・原田・大串3ヶ村の管轄であるため、まずは南隣にある中野村へ届け出るよう清五郎に指示し、清五郎は長三郎と同道して中野村へ向かった。

2人が中野村に着いたのは、3月25日の八つ時頃（14時頃）とも八つ半時頃（15時頃）とも言われる。中野村御用所に行ってみると、そこには中野村の庄屋五郎兵衛だけでなく、原田村の庄屋直三郎と大串村の庄屋保右衛門

も、ちょうど他の用向で参会しているところであった。運よく3ヶ村の庄屋が揃っていたため、そこで難船のことを報告し、即座に話し合いが行われた。

中野村では、搜索するための船が早速数艘用意された。しかし、何分救助したまさ・妙心の2人から様子を聞かなければ搜索も難しいという話になり、2人を東野村から中野村へ移すことになった。東野村に戻った清五郎が、中野村御用所へ報告したことをまさと妙心に知らせた。

しかし、管轄の違いがあるとはいえ、命からがら救われた人たちを、さらに移動させるのは酷な話であった。夕方六つ時頃（17時頃）、中野村の組頭重平（十平）が水主3人乗りの船に乗って東野村へ行き、まさと妙心を乗せて中野村の「石摺場」にある組頭庄兵衛宅まで運び、2人を入れた。しかし、医師鎌輔の治療を受けていたとはいえ、2人とも殊のほか疲れており、食事もできない状態であった。遭難による疲労は勿論、呑み込んだ潮が吐き切れていないことによる体調不良が甚だしかった。早速、医師の順立（順達）が呼ばれて薬が処方された。村役人らは2人から事情を聽こうとするが、何分心痛と疲労のあまり言舌も分かりかねる状態であったという。やはりこの状態で事情を聽くのは無理であった。

（巳4月「奉申上口上之覚」肥後国詫麻郡矢山村妙心）

「東野村清五郎方へ参り、濡着物等着せ替、其外医師御呼寄、服薬等は勿論種々養育被呉、漸く本心ニ相成候処、同夕六つ時頃、中野村より御役人様御越、私共罷越候様御申附、御役元へ御引取被下候処、右危難之劳れ、其上呑込居候汐も得と吐切不申故歟、氣分不宜二付、医師御呼寄、服薬等被下、追々快方ニ相成候所」

（巳4月「奉申上口上覚」豊前国中津下毛郡深水村百姓保松妻まさ）

「東野村清五郎と申者の方ニ而、医師等呼寄服薬其外種々養育いたし被呉、追々居合申候処、宿清五郎方より中野村御用所へ届御座候由ニ而、同夕同村御役人中御越、私共罷越候様御申付、御役元へ御引取被下候処、右危難之劳氣遣敷被思召、尚又医師御呼寄、服薬相身薬等御用被下候処」

この日まさと妙心の2人は、庄兵衛宅に泊まることとなった。「介抱人」として吉五郎という人物を25日の夜から雇い、2人の養育を担当したが、その世話を甲斐もあってか、2人は次第に元気を取り戻したようである。

翌26日の朝、まさと妙心は庄兵衛宅から駕籠に乗せられて土井之内序助方

へ移された。序助は中野村の旅宿であり、食事の世話など、2人の養育をする上でふさわしいと判断されたのであろう。

まさと妙心の容体が快復してきたということで、中野村の庄屋五郎兵衛と大串村の庄屋保右衛門、原田村の庄屋直三郎、さらに中野村組頭重平の4人が序助のもとへ行き、国元出立から難船に至るまでの経緯を2人から聴いた。

（「右難舟一件大崎島取計方左ニ写置候」）

「一、同日長三郎舟へ被助候式人、中野村へ引移候ニ付、為連帰之、重井東野村へ罷越乗參候船壹艘、水主三人乗り、廿五日登り、石摺場着即刻医師順立へ相頼、石摺迄參囉候事  
一、同夜、石摺庄兵衛方へ右兩人之者一泊り養育致遣候、介抱人吉五郎、廿五日夜より雇候事、

（略）

一、廿六日朝、右助命之式人石摺より揚り、土井之内序助方へ移候、有懸り為聞約せ、五郎兵衛・保右衛門・直三郎・十平罷越尋試候」

保松の妻まさは23歳。父親である深水村の百姓兄右衛門はすでに亡く、伊勢参宮のため上京の志があり、吉蔵・さんの2人と一緒に旅をしていた。所持品は、<sup>ひとえもの</sup>単物1着、袴1枚、所持金は「2朱12本」（金2朱と正銭12本）で、金子は吉蔵に預け、衣類も吉蔵の荷物と一緒に皮籠に入れていたが流失してしまったという。

一方、妙心は52歳。信州善光寺参詣を志し、尼僧の恵休とともに道中托鉢をして旅をしてきた。恵休は天草の生まれで55歳。妙心の住まいの近くに住んでおり、志を同じくする尼僧であった。妙心は恵休が溺死し、亡骸が船中にあったのを覚えていた。所持品は袴2枚、単物1枚、所持金は金3歩、正銭8匁を風呂敷に包んでいたが流失してしまったという。

2人とも、遭難時に、身分証明書である往来手形を海中に落としてしまったとのことであった。

中野村に移動して静養している間、妙心は着ていた袴が破れ、自分で洗濯もできなかったため、中野村御用所より綿入布子1枚と手拭・鼻紙・草履などを支給してもらった。また、医師がたびたび見舞いに来てくれ、「御国札」（広島藩札）1匁を補助してくれた。また、仁保島から来て滞留していた長三郎

が中野村の旅宿へ見舞いに来てくれ、蒸し菓子などをくれたという。同様に、まさのほうも、中野村御用所から手拭・鼻紙・草履などを支給され、医師から「御国札」1匁を補助してもらった。また長三郎からも「御国札」1匁と蒸し菓子をもらったという。また、清五郎も見舞いに訪れ、まさは帯一筋を清五郎から「内証」にもらったという。2人に対して「心付」(少額のお金)をくれたり、ほかに食事などの世話も丁寧にしてもらい、何かと親切に取り計らってもらったという。

(巳4月「奉申上口上之覚」肥後國詫麻郡矢山村妙心)

「翌廿六日、同村序助方へ宿御申附、種々御養育被下、尚又着用之衿破れ、洗濯等相成不申ニ付、御役元より綿入布子壹枚・手拭・鼻紙・草履等被呉、并喰事等も丁寧之儀ニ御座候、其外医師も度々見舞被呉、御国札壹匁助被呉候、長三郎中野村旅宿へ見舞ニ被呉、蒸菓子等も被呉」

(巳4月「奉申上口上覚」豊前國中津下毛郡深水村百姓保松妻まさ)

「翌廿六日ニ至り候而は、快く相成候ニ付、御用所より駕籠ニ而同村序助と申者の方へ御申付、同方ニ而も種々養育被下、尚逗留中医師も度々見舞被呉、就而は御国札壹匁被呉、御用所よりは手拭・鼻紙・草履、尚相助呉候仁保島長三郎両度中野村旅宿へ見舞被呉、是又御国札壹匁・蒸菓子等被呉」

ところで、大崎上島3ヶ村の村役人たちは、まさと妙心から事情を聞く一方、それと併行して難船と行方不明者の捜索に取りかかっていた。

25日の恐らく夕方近くになっていたであろう。漂流する難船を捜索するため、大串村の庄屋保右衛門と中野村の組頭久左衛門が水主5~6人と同乗して出船した。黒島へ漕ぎ寄せようとしたが、波風高く向かい潮のため漕ぎ寄せることができなかつたので、津久賀島まで戻り、周辺を見渡していたところ、古い櫓が1挺、屋形の端切れが1つ漂流しているのを発見した<sup>10</sup>。

(巳4月「東野村・原田村中野村・大串村 四ヶ村役人書附」東野村庄屋恵一兵

<sup>10</sup> これは、(天保4年)4月、東野村庄屋恵一兵衛、中野村庄屋五郎兵衛、原田村庄屋直三郎、大串村庄屋保右衛門が、広島藩からの出役3人に対して述べた口上書に拠っている。しかし、巳3月26日に中野・原田・大串3ヶ村の庄屋が豊田郡役所宛てに出した注進書付によると、この時発見したのは櫓2挺、苦2枚だとしている。

衛、中野村庄屋五郎兵衛、原田村庄屋直三郎、大串村庄屋保右衛門）

「大串村庄屋保右衛門、中野村与頭九左衛門并水主六人乗ニ而右黒島へ漕寄候得共、浪風高く、其上向汐ニ而漕寄かたく候ニ付、つく賀島迄罷帰見合候処、古檣壳挺・屋形端口壳つ漂流仕候ニ付、取上ケ」

日が暮れてきたが、<sup>たいまつ</sup>松明の用意もしていなかったので、やむなく引き取ることにし、中野村抱えの「下長島」まで戻りかけたところで、再び壊れかけの屋形と板櫓1挺が漂流しているのを発見し、また取り上げた。難船がこの付近にあると踏んだ2人の村役人は、長島（豊田郡大崎上島町中野）にいる山番の善吉を呼び出し、難船について尋ねたところ、「今日の七つ時頃（16時頃）、水船が楫を船内に入れた状態で漂流していたので、竹先に菰を結び付けて合図してみたが何の返事もなく、船は上手のほう（北方）へ流れていった」という。そこで、さらに島の外れのほうまで船を漕ぎ寄せ、そこで山番の要右衛門が島の絶頂にいたので、恐らく難船の行方を見届けているであろうと聞いてみたところ、「東野村抱えの木村島へ流れ着き、そこに居座っている」とのことであった。

大串村の庄屋保右衛門と中野村の組頭九左衛門らは、直ちに船を木村島（豊田郡大崎上島町東野）へと漕ぎ寄せた。時刻は夜の六つ半時（19時頃）になっていた。宵晴れで見えにくくなっていたので、火を焚いて捜していったところ、ついに水船を発見し、男1人と尼僧1人の遺体を発見した。船内には他に、菅笠や莫蘆などが見え、船は碇を落とした状態で停まっていた。



木村島（中央の小島）

保右衛門と九左衛門らは直ちに引き返し、現場に番船を付けることにした。番船には、漁船と思われる「好蔵船」（好蔵と万五郎ら3人乗り）が行き、4人乗りの「革田舟」1艘が付き添った。また、漂着場所が東野村の管轄であることから、保右衛門らは、東野村の村役人たちに漂着船のことを知らせ、その処理について相談することにした。

(同上) 「及暮候得共，明松之用意も不仕候間，無詮方引取懸ケ，中野村抱え下毛島迄戻懸候処，屋形めけ，板櫓壳挺漂流仕候ニ付，是又取揚，尚難舟行衛等山番呼出相尋候所，今七つ時頃，水舟ニ楫ヲ入儘漂流仕候ニ付，竹先ヘ印ヲ附相図仕見候へ共，為何答も不仕，舟は上手へ流れ候様申候ニ付，否島はずれへ漕寄せ候処，今老人之御山番絶頂より見受候処，東野村抱下村嶋へ流着，最早居すわり候趣等申聞候ニ付，直ニ同嶋へ漕寄せ候処，六つ半時とも可有御座，宵晴ニ而難相分ニ付，焼火にて見合候処，男老人・尼僧老人死骸有之候間，直ニ引取番舟差出，其段東野村へ懸合置」

(巳4月，「口上書」大崎中野村長島所山番善吉)

「当三月廿五日夕七つ時頃，大崎島の内長嶋沖合ニ水舟体漂流仕候ヲ見受候ニ付，竹ニ菰ヲ結付致相図候得共，何之返答も不仕」

「水舟は北平山隠へ流レ候ニ付，可致見送り居候処へ，村御役人中右難舟為御尋と被罷越候ニ付，右流着之場所へ被罷越，御山番要右衛門義は絶頂ニ居申候ニ付，見受候儀も可有御座と，右要右衛門方へ懸付，右之次第申入候所，要右衛門儀，東野村抱木村島へ流着いたし候儀迄見受候由ニ而」

相談を受けた東野村では、早速番船を出し、中野村からの番船には引き取ってもらうことにした（「好蔵船」らが交代で戻ったのは、26日の夜九つ時（深夜0時）。しかし、東野村役人らが言うには、水船は津久賀島付近（つまり中野・原田・大串3ヶ村の管轄区域）で遭難したのであるから、難船の救助・救護処理は中野・原田・大串の3ヶ村が引き受けるようにとのことであった。しかし、3ヶ村側としては、船は津久賀島へ漂流するまでの途中で遭難したに違いなく、その意味では3ヶ村が引き受けるべき筋合いでないとして、その後東野村との間で協議した結果、大崎上島全体を管轄する豊田郡役所へ注進し、判断を仰ぐこととした。

(巳3月26日「於沖合人船難舟有之御注進書附」，中野村庄屋五郎兵衛，原田村庄屋直三郎，大串村庄屋保右衛門)

「舟損シ，水舟ニ相成候内，男死骸壱人・尼僧死骸壱人并破レすけ笠・ござ袴と相見へ，舟は碇ヲ落シ有之候ニ付，番舟附置，早速東野村役人共方へ申談候処，番舟は同村より差出候ニ付，当村番舟は引取候得共，東野村役人共申様は，つ久賀島辺ニ而致難舟候ニ付，三ヶ村へ引受候様ニと一応申越候得共」

「途中ニ而致難舟候儀ニ相違も無御座、仍而潮風ニ連、東野村小嶋へ流レ寄候事と被相考、三ヶ村引受可申寄所無御座様奉存候ニ付、猶其段申談候処ニ而は、菟角も無之趣、何分御注進申上御差御差図可奉受外無之段申約り候ニ付、不取敢三ヶ村より御注進奉申上候」<sup>11)</sup>

こうした管轄区域が問題になるのは、難船の救助・救護処理等に要する経費をどの浦方が負担するかという問題に関わってくるからである。史料を見る限り、東野村では、清五郎から報告を受けた当初から、3ヶ村が管轄すべき話であるとの認識を一貫して持っていたように受け取れる。単純に考えても、東野村1ヶ村が担当するより3ヶ村が共同で管轄するほうが、1村当たりの負担は確実に軽減される。そうした判断もあったのではないだろうか。

もっとも、広島藩における海難救助制度に基づけば、救助・救護の処理義務は、漂流した『船』の漂着地もしくは救助地の浦方であり、従ってこの場合は、東野村が負うことになるのである。しかし、このあと豊田郡役所の判断は史料上では明確に記されていない。漂着船の船内に残っていたものは東野村が預かり置くことになったが、それ以外は、大崎上島の関係4ヶ村がそれぞれに関係する部分について処理義務を果たしていたようである。また、海難証明書である浦手形<sup>11)</sup>の発行については、この海難事故に関係する全ての浦（賀茂郡の三津口・風早、豊田郡の東野・中野・原田・大串の各浦）の庄屋が連署している。浦手形は通常、監督する藩の出役が、瀬元引受浦の役人に作成させる証文である。従って、上記の浦方の庄屋が連署して作成していることから、それぞれの浦方がそれぞれに関係する部分についての救助・救護処理義務を果たした、というのが実情だったようと思われる。

さて、26日の朝になると、先述したとおり、まさと妙心の体調が快復に向かい、3ヶ村の村役人たちが事情を聴いた。その結果、村役人たちは、船が賀茂郡三津口村沖の横島付近で転覆したこと、また助船によって救助された人たちがいたことを知り、海難事故の件を対岸の三津口村に知らせる必要があると判断したようである。また、広島城下へ注進することについても協議したようである。

<sup>11)</sup> 浦手形については、前掲1) 第2章第4節(440~488頁)、および石井謙治『和船』I(ものと人間の文化史76—I, 1995, 法政大学出版局) V—1(333~342頁)を参照。

同日の夕方、大串村の庄屋保右衛門が「御注進」のため出帆した。三津口村には翌27日に着船している。三津口村に着いた保右衛門は、そこで難船から救助された乗客たちが療養していることを知った。同村の村役人から聞いた話では、船頭・水主らも含めて13人が乗船しており、三津口村で救護しているのは6人だという。そこで、中野村にいる2人と合わせ、難船から助かった人が8人であることが分かった。そして、木村島で見た遺体は2人であるから、残る3人が行方不明であることが、初めて分かったのである。助かった人たちの話によれば、行方不明となった3人は、水船の中で絶命したあと、高波にさらわれて、海中へ打ち出されたとのことであった。

一方、三津口村のほうも、まさと妙心の2人が救助されたこと、東野村抱えの木村島で2人の遺体が見つかったことを保右衛門から聞かされたのである。夫婦連れで乗船したきなど、親子連れで乗船したふでにとては、悲痛な話であったに違いない。

広島城下へ注進するため、保右衛門はその足で広島へ向かうこととした。この時、三津口村からも長百姓の升次が同道し、広島城下へ向けて出発したのである。

## 5 三津口村における搜索活動

ここで、話の舞台を再び三津口村に戻すこととする。

6人の遭難者から、残る行方不明者の搜索を頼まれた三津口村役人たちは、早速船を2艘出して搜索した。1艘は「年蔵舟」という漁船であり、組頭の嘉藤治と水主4人が乗船した。もう1艘は「林蔵舟」という漁船で、こちらには社倉頭取の新兵衛が上乗りし、水主4人が乗船した。

一方、三津口村役人は救助された6人に對し、「風早浦抱えの大芝島へ揚陸したのだから、山番の者より風早浦役人へ申し出て、同浦の差配を受けたほうが良い」と言い、早速風早浦へ掛け合うことにしている。この史料自体の性格からくるものではあるが、とかく救助・救護をめぐっては、管轄の問題が付いて回るのである。しかし、人命にかかることであり、猶予ならないことであるため、搜索船については、管轄の問題に關係なく、遭難者を受け入れた三津口村が直ちに出している。江戸時代といえども、決して人命を等閑にはしなかったのである。

（巳3月27日「防州岩国和木浦万吉舟難舟之趣御注進書附」，当（三津口村）庄屋彦五郎，与頭定次）

「尤風並悪く，当浦は船寄不申ニ付，小松原浦より揚陸罷越し候段申出，且右漂流之者へ助船差出候様，相頼申候ニ付，早速上ハ乗長百姓・組頭・水主五人宛乗組，助舟差出，段々相尋候へ共，舟人とも行衛相知れ不申候

一、右難舟助命六人之者，風早浦抱大芝島へ揚陸仕候儀故，山番之者より同浦役人へ申出，同浦之差配相成候流哉と申値，右之趣は早速同浦へ駆合置候儀ニ御座候，

但本文之通，人命之儀ニ而，猶予難相成義ニ御座候故，助舟之儀は上文之通，早速当浦より差出申候

一、右助命六人之者，当浦へ宿申附置，喰事は勿論，何角心ヲ付候様，宿主共厚申談置候儀ニ御座候」

三津口村からの搜索船は、さきの2艘だけにとどまっていない。尋ね船として「六蔵船」「伝三郎船」「正助船」「与吉船」「権七船」「金三郎船」の計6艘（いずれも水主4人乗り）が出船し、さらに「万助舟」「善太郎舟」「松三郎舟」「才蔵舟」「金蔵船」「八助舟」の計6艘（いずれも水主4人乗り）が出船している。これらの船はいずれも漁船であり、25日から26日にかけて広村沖から竹原沖にかけて出船して搜索した。恐らく前者の6艘が25日に、後者の6艘が26日に出船したものと思われる。船は単に搜索するだけでなく、近隣の陸地浦々に尋ね状も渡して回ったが、難船や行方不明者を見つけることができなかった。

三津口村役人たちは、難船の行方について話し合った。難船は、25日の明け方に本州側からの北風に強く吹き付けられて転覆したので、あるいは大崎下島御手洗の南沖合へ吹き流されているかもしれないと思った。そこで、御手洗沖から上蒲刈島の大浦沖にかけての斎灘いつきなだへ別船1艘（水主4人乗り）を出すことにし、26日から28日まで3日がかりで搜索したが、結局、行方不



三津口湾（吳市安浦町）

明者を見つけることはできなかった。

(「防州岩国万吉船、当浦沖ニ而難舟諸入用約メ帖」)

「廿五日・廿六日両日、広沖より竹原沖迄漁舟六艘ニ而相尋させ候得共、一円相分り不申、仍助命之者と申値候所、廿五日晚、難舟後風北へ廻り北風強くニ付、自然御手洗辺沖合へ吹出し候儀も可有之ニ付、御手洗沖より大浦沖斎灘辺へ別船一艘差出」

そんな中、先述したとおり、27日に大崎上島から大串村の庄屋保右衛門が三津口村に到着し、木村島での難船の漂着と2人の救助、2人の遺体発見を知らせてきたのである。三津口村からは、確認のため、大崎上島の東野村へ尋ね船を派遣することにし、「役代」として千次郎という人物が上乗りして出船した。そして、救助された2人がまさと妙心であり、発見された遺体は1人が尼僧、もう1人は40歳位の男であることを確認して帰帆した。

三津口村にいた6人の遭難者たちは、何とか3人の行方不明者を探し出してほしいと懇願した。3人の行方が確認できないうちは、自分たちの親や夫のことを言うのも気遣わしく、せめて遺体だけでも見つけてほしいという歎願である。

三津口村役人らは、あるいは浦島の山べりか磯辺に流れ着いているかもしれないと考え、再度漁船を仕立てることにした。村役人たちも別に漁船を仕立てて乗り込み、沖合へ出船して捜索して回った。また、近隣の浦方の住居等にも毎日当たって回り、種々廻達を出した。また、近辺の浦島へも尋ねの廻達を出したが、何の反応もなかった。

(「防州岩国万吉船、当浦沖ニ而難舟諸入用約メ帖」)

「右大崎へ漂着之船、助命式人・死骸式人は有之候へ共、残三人之行衛相知參不申、其段當村ニ罷居候六人之者相歎キ、何卒残三人不相見内ニ私共親夫之事も氣遣敷、せめて死骸成共相見へ候ハゞと歎出仕、右死骸三人不相見分、自然浦島之山べり又は磯辺共ニ流寄居候儀も難計と奉存、夫より又々漁舟仕立て、并役人も別舟相仕立沖合へ罷出、尋方取計申候」

捜索は3月28日から4月2日まで、毎日5艘ずつの漁船が出船して回った

が、ついに遺体を発見することはできなかつたのである。

村役人たちは船頭の藤八と水主の五左衛門を呼んで搜索の結果を知らせ、他に尋ねればよい所はないか、この辺りに居そうだという目途が立てば、その場所に底引網を使って引き揚げてみるかどうかと提案した。しかし、救助された6人が答えるには、「ここまで親切にしていただいた上は、もはや少しも遺念はなく、この節に至っては一日も早く国元へ帰り、溺死した人の親類等へ知らせたい」とのことであり、「については25日を命日として国元の役所へ届けることとし、以後の搜索はお止めください」と申し出てきたという。こうして、三津口村での搜索は打ち切られることとなつた。

（巳4月1日「防州和木浦万吉船沖船頭藤八難舟之義二付又々御伺奉申上書付」賀茂郡三津口村当分庄屋彦五郎・組頭定次）

「今三人行衛相知不申ニ付、役人・長百姓、漁舟へ乗組、其以来日々すまゐ等も入、当り々々種々尋廻り候へ共、今以相知不申、且又近辺浦島迄も尋之廻達差出申候所、如何様子も不申趣ニ付、船頭・水主呼出、其段申聞、此余尋方之儀好筋は無之哉、難舟場所凡此辺と申著も立居候ハ、其ヶ所へ底引網を以當テ試可申哉と申聞候処、船附乗組之者申値答出候趣は、斯迄御深切ニ御苦勞被成候上は、少も遺念無御座、斯相成候時節ニ可有御座ニ付、此上は一日も早く国元へ罷帰り、溺死之者親類等へ申聞せ度、左候ハ、廿五日ヲ命日ニ届等可仕旨ニ而、此余尋方取計候儀は相止メ呉候様、申出候儀ニ御座候」

## 6 広島城下出役による取り調べ

この海難事故が広島城下へ注進されたのは3月29日頃だったと思われる。広島城下から役人が派遣されたのは4月1日のことであった。

近世の海難救助制度において、現地での救助・救護義務は浦方に課され、その義務を負う最高責任者は浦方の庄屋であったが、その庄屋を監督したのは私領の場合、郡奉行であった。

郡奉行は藩内の郡方支配を管轄するトップであり、郡奉行のもとには3～4郡ずつを分担支配する「郡廻り」があり、代官以下の政務を監察していた。代官は、郡方支配の直接の担当者であり、各郡に2人ずつ配置された。代官も通常は広島城下の役所に勤務しているが、年貢収納など必要に応じて担当

する郡の郡役所へ出仕したのである<sup>12</sup>（「郡役所」は、代官が出仕すると「代官所」となった）。

4月1日、報告を受けて現地へ出張した出役は、下村為太・鈴木三郎平・高田雄平の3人であった。3人それぞれの役職は明確にできないが、賀茂郡を管轄する「郡廻り」配下の代官らであったと考えられる。

3人の出役がまず到着したのは、賀茂郡の宿駅四日市にある賀茂郡役所<sup>13</sup>であった。出役が郡役所に着くと、早速、難船の一番の当事者である船頭の藤八と水主の五左衛門が呼び出しを受けた。代官らは庄屋などの村役人とは異なり、広島藩士（つまり武士）であり、事情聴取も当事者たちを呼び出す形をとっている。遭難者であっても、この点は変わらない。

翌2日の朝、出役たち3人は、三津口村へ出張してきた。長百姓2人が出役らの入村を出迎えている。船頭の藤八と水主の五左衛門もこの時に聴取すればよさそうなものだが、出役らは日中を三津口村の「御用所」で過ごしている。そして同日の夜になり、大崎上島の東野村へ向けて渡海した。現地での難船と遺体の見分、さらには浦方の聴取を行うためである。この時、出役とともに渡海したのは、三津口村の当分庄屋である賀茂郡阿賀村の宮尾彦五郎と三津口村組頭の嘉藤治、それに、入村を出迎えた長百姓2人と船頭の藤八、水主の五左衛門、さらには豊前国小倉藩領上中元寺村の百姓栄次郎の妻きなであった。三津口村では、すでに現地へ確認に行った者もあり、木村島で発見された遺体の1人が、きなの夫栄次郎のようだという話が、当然入っていたはずである。

大崎上島での見分には、東野・中野・原田・大串の各村々の庄屋たちのほか、肥後国熊本藩領良間村の尼僧妙心、豊前国中津藩領深水村のまさも召喚されていた。

遺体を見せられたきなは、栄次郎に間違いないことを確認した。船内にあった荷物は大かた流失したようであったが、きなの所持品として柳行李2つと風呂敷包みが残っており、その上に「栄次郎」という名前の染入れがあつたため、直ちにきなに渡された。栄次郎の遺体についてどうするかと出役から尋ねられたきなは、「遠国婦人の身であり、私の手にはどうすることもで

<sup>12</sup> 『広島県史』近世2（1984、広島県）、40頁。

<sup>13</sup> 東広島郷土史研究会編『東広島の歴史事典』（1997、溪水社）。

きない」として「御取片付」をお願いし、現地で仮埋葬の取り計らいをしてもらうことになった。

(天保4年4月「三津口村横嶋ニ而難舟一件御約ニ付申上口上書」豊前田川郡上中岸村栄次郎妻きな)

「三津口村より私義被召連、東野村へ御渡海、右死骸御見せ被遣候処、栄次郎ニ相違無御座、尚水船之内、御しらべ被遊候処、荷物は大形リュウ失仕候義と相見へ、私所持之品は柳行李式つ、外ニ風呂敷包は相残居、其上栄次郎と申名前染入御座候ニ付、直ニ御渡被遣、慥ニ受取申候、且栄次郎死骸之儀ハ如何可致哉之旨被仰聞候得共、遠国婦人之義ニ而、私之手業ニ相叶不申候間、御取片付之儀御願奉申上候処」

もう1人の遺体は尼僧であり、恵休であることを妙心が確認した。着衣のうちかいを改めたところ、1朱金1つ、1朱銀3つと正銭109文があったので、これは村役人へお預けとなった。妙心自身の所持品は恵休の荷物と一緒にして入れており、大半は流失してしまったが、船底に一部所持品が残っていたので渡してもらった。恵休の遺体について、妙心は「御作法通りお取り計らいくだされたい」と願い上げ、同じく現地で仮埋葬されることとなった。

(巳4月「奉申上口上之覚」肥後国詫麻郡矢山村妙心)

「尚又恵休死体私立会御見分被為在候所、不審筋無御座趣、尤渠処ニ括り付居候うちかゑ御改メ御座候処、壱朱金四つ・正銭百九文御座候ニ付、村御役人中へ御預ケ被為置、死体之儀は御作法通り御取計被為成遣候様奉願上候処、仮埋被為仰付、万端被為入御念候段、難有奉存候」

妙心と一緒に召喚されていたまさに対して出役は、「同行の吉蔵とさんの兩人は行方不明のままであるが、遺念があれば申し上げるように」と言われ、「すでに絶命していることは承知しているので、私が国元へ引き取った上で、親類共に申し聞かせるので、申し分は一切ない」と答えたという。また、所持品の有無の尋ねられたが、「少々の貯えもあったが、同行の吉蔵に渡していたので、もはや遺念はない」とのことであった。

(巳4月「奉申上口上覚」豊前国中津下毛郡深水村百姓保松妻まさ)

「同行吉蔵・同人母さんとも、段々死体御尋被為遣候得共、今以相見へ不申ニ付、遺念有之候ハゞ申上候様被為仰聞、難有奉存候得共、前文申上候通、絶命仕候義も承知居候ニ付、私引取之上、親類共へ申聞、後來迄申分無御座段申上候所、私所持之品流失有無御尋被遣、如何様少々貯えも御座候得共、同行吉蔵へ相渡置候所、右之仕合、是又遺念無御座」

また、漂着した破船や残存した諸道具類は、東野村と中野村にそれぞれ引き揚げられて保管されていたが、これについては、船頭の藤八と水主の五左衛門に引き渡された。ただし、船の所有者は岩国の万吉であり、藤八と五左衛門は自らの責任を免れるため、海難証明書である浦手形の交付を受けなければ國元へ帰国できなかった。そのため、浦手形が下されるまでの間、各浦方で保管してもらうことにした。もっとも、引き渡されたとはいえ、破船や諸道具をそのまま持ち帰ることは実質無理であり、藤八と五左衛門は現地での入札払いを願い出た。入札は現地で保管されている間に行われ、その結果、大崎東野村の次助という人物が落札し、代銀として35匁6分が藤八・五左衛門に支払われたのである。

難船で行方不明となった人たちの搜索については、結局3月25日から4月2日までの間に、賀茂郡三津口浦から延べ数にして浦船22艘、浦人88人が当たり、豊田郡大崎4ヶ浦からは浦船28艘、浦人112人が当たった。

大崎上島へ揚陸していたまさと妙心の2人も、「ここまで綿密にお取り計らいいただいたので、今後搜索のために船人を出してもらうことはお断りしたい」とし、「この余は帰国させていただくよう」願い出たのである。

妙心ときなの願いにより、2人の遺体は仮埋葬されることとなり、東野村にある正光坊<sup>しょうこうぼう</sup>で行われることになった。正光坊で仮葬儀が行われた際、「仮葬証文」が作成され、恵休の法名は「釈惠休信尼」、栄次郎の法名は「釈風源信士」と付けられた。現地に滞在していた仁保島村の長三郎と東野村の清五郎は、溺死した2人の菩提を弔うため、供え物を持って正光坊を訪れ、2人の墓に供えて回向をしたという。そのことについて、まさと妙心は感謝の言葉を述べている。また、三津口村から召喚されたきなも、この話をあとでまさと妙心から聞かされ、感謝の言葉を述べたのである。

(巳4月「東野村・原田村中野村・大串村 四ヶ村役人書附」東野村庄屋恵一兵衛、中野村庄屋五郎兵衛、原田村庄屋直三郎、大串村庄屋保右衛門)

「右死骸之儀は、妙心・きな歎出候ニ付、仮埋之儀被為仰付候間、東野村正光坊寺内へ相納メ、就而は破舟・船具等は入札払之儀、船頭・水主共より願出候間、類例之通取計可申様被為仰付候ニ付、夫々入札払仕、代銀相渡」

(「仮葬證文之事」)

「仮葬証文之事

一、法名釈恵休信尼 肥後国詫摩郡井出中間村 恵休尼

右尼僧上筋登り懸ケ難舟溺死仕候由ニ而、死骸御見分之上、拙寺へ仮り葬被仰付候ニ付、仮葬取計候段相違無御座候、仍而一札如件

天保四巳四月 豊田郡大崎東野村 真宗 正光坊

御役人衆中

一、法名釈風源信士 豊前小倉田川郡上中岸寺（上中元寺）村百姓 栄次郎  
右同文之事」

(天保4年4月「三津口村横嶋ニ而難舟一件御約ニ付申上口上書」豊前田川郡上中岸村栄次郎妻きな)

「仮埋御取計被遣、難有安心仕候、就  
而是仁保島七三郎と申者、東野村清  
五郎方ニ居申候尼僧妙心・まさ等よ  
り承り候得は、右清五郎・長三郎両  
人、溺死為菩提之正光坊へ回向相  
頼、致備物被呉候由、誠ニ何ニ迄も  
懇ニ御取計被為遣候事故、毛頭遺念  
無御座」



正光坊（豊田郡大崎上島町東野）

## 7 風早村での取り調べと山番への尋問

4月5日、広島城下からの出役たちは、大崎上島を出船し、風早村へ揚陸した。風早村へ行ったのは、同村の村役人と風早村抱えである大芝島の山番らを取り調べるためにあつたと考えられる。

じつは、最初に助船が揚陸した大芝島で山番たちがとった行動を、出役ら

は問題視していたのである。史料に記載されている大芝島の山番力藏・甚助・源平から出役3人に対して述べられた口上書の記述によると、山番は内海村の次郎兵衛に対して、三津口村の「御役元」へ行くよう依頼したのだが、この判断が間違っていたのだという。

史料の記述を総合すると、恐らく問題点は次のようにまとめることができる。すなわち、海難救助・救護処理を行うべき浦方は、難船が漂着した場所の浦方である、というのが広島藩における海難救助制度のあり方であった。このことは山番たちも認識しており、恐らく難船は三津口村の管轄区域に漂着しているであろうから、三津口村へ知らせるのがよいと山番は判断したのである。しかし、実際には、三津口村からの搜索では発見できず、難船は東野村抱えの木村島で発見された。そこで、広島城下から来た出役たちは、なぜ三津口村の「御役元」へ知らせに行ったのか、大芝島は風早村抱えに属する島であるのに、なぜ風早村へ報告しなかったのかと、山番たちの行為を尋問したのである。

山番たちの口上書によれば、「難船の場所はともかく、遭難者たちが大芝島へ揚陸したのだから、そのことを風早村の『役方』へ申し出て指図を受けるべきところ、迂闊の取り計らいをしてしまい、不行き届きであった」と謝罪している。また、実際に三津口村へ知らせに行った内海村の次郎兵衛も取り調べを受けており、「本来なら山番から大芝島支配の役元である風早村へ申し出て指図を受けるべきであったが、私自身も穿鑿することなく、山番の依頼を迂闊に言付かって帰ったのは不行き届きであった」と謝罪しているのである。さらに、風早村の庄屋弥四郎と組頭万兵衛も「山番が迂闊であったとはいえ、平常私共の示しが不行き届きであった」と謝罪したのである。

(巳4月「三津口村沖横島ニ而難船一件御約傳ニ而申上候口上書」風早村大芝島山番力藏・甚助・源平)

「其島へ揚置候得は、其段役方へ申出、何角差図ヲ受取計可申所、迂闊之取計仕候段、不行届之旨御約被為在、菟口も無御座、奉恐入、此余御慈悲之程奉願上候」

(巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約伝ニ仍而申上候口上書」内海村百姓次郎兵衛)

「全体ケ様之儀は其島支配之役元へ山番より申出、差図ヲ受可申之処、其儀無之、渠等は勿論私ニおゐても其穿鑿も不仕、迂闊ニ預帰候段、不行届之旨被為仰聞、

菟角無御座奉恐入候」

（巳4月「三津口村沖横島ニ而難舟一件御約伝仍而申上候口上書」風早庄村屋弥四郎・与頭万兵衛）

「右（山番）之者共、三津口村役元へ連渡候様、右（内海村）次郎兵衛へ相頼（略）、私共へ可申出答之処、無沙汰ニ而、三津口村へ連渡候段、山番共迂闊とは乍申、平常私共示之不行届ニ相当り奉恐入候」

管轄の問題は、史料の中でたびたび顔を出してくるが、広島城下から出張してきた出役たちと、海難事故現場で奔走した人々との間にある認識の温度差を如実に感じる場面である。山番や次郎兵衛たちが実際に思っていたことと、口上書で述べられていることは恐らく違っていたはずであるが、出役たちを前にして、このように答えるしかなかったのである。

さて、出役たちは、風早村に入った際、三津口村に滞在する遭難者たちの事情聴取も行っている。きなについてはすでに、大崎上島で遺体の見分に立ち会わせるなどして取り調べが済んでおり、残る惣六・かつ・ふでの3人を呼んで事情聴取を行った。事故から10日ほど経ったとはいえ、心身ともに疲れが癒えていない遭難者を、ここでも5km以上離れた場所まで呼び出して聴取していることがうかがえる。

## 8 遭難者の悲しみ

聴取を受けた遭難者たち、筑前国福岡藩領馬出村の百姓惣六は、遭難から救出までの経緯を述べた後、「この余は早々に帰国したい」とだけ述べている。そもそも道中の旅費も十分に持ち合わせていなかつたため、惣六に関しては所持品の確認についてとくに記述がない。また、肥前国対馬藩浜崎領岡口村の百姓延七の妻かつの場合、所持品については皮籠に着物を入れ、他に正銭を1本所持していたが、漂着した船内を調べた結果、荷物などは大かた流失してしまっており、船底に少々残っていた正銭も誰のものか分からぬという状況であった。そして、「ここまで入念にしていただいたので、毛頭遺念はない」として、やはり早々に帰国したいと願い出ている。

一方、父親と同伴していたふでの落胆は大きかった。大崎上島では2人の遺体が見つかったが、父武右衛門を含む3人は遺体も見つからなかった。ま

た、救助されて大崎上島で療養していたまさが、「遭難時に3人が高波で海中へ投げ出されるのを見た」と話していたことを聞かされ、色々搜索してもらっても見つからず、「誠に力を落として暮らしている」と述べたという。そして、「ここまで親切にしていただき、お力添えもいただいたが、支柱ともいるべき親と別れ、このうえ死骸もないというのは別して無念」だと、ふでの口上書には記されている。路銀（道中の旅費）は父武右衛門が小財布に入れて首にかけていたので、遺体とともに流失したに違いなく、所持品は皮籠に入っていたが、船内を調べても大かたは流失しており、残っていなかつた。もちろん、入念に搜索をしてもらったことについては、毛頭遺念はないと言い、「この後に至っては早々に帰国したい」と願い出ている。

（巳4月「三津口村沖横嶋ニ而難舟一件御約ニ付申上候口上書」築後久留米在串原村百姓武右衛門・娘ふで）

「水船は大崎嶋へ流付、乗合之内五人溺死仕、尤式人は死骸水舟ニ残居、父武右衛門其外式人死骸無御座候得共、舟中ニ而溺死仕候処、高浪ニ而海中へ打出され候ヲ、此度大崎島ニ而助被連候乗合、豊前中津領深水村保松妻まさと申者見受候旨申上候由ニ而、段々御穿鑿御尋被下候得共、相見ヘ不申旨、誠ニ力ヲ落シ候儀ニ暮居申候、併かつ儀は暫之道連ニ而、深切ニ仕候事故、段々力ヲ添呉候得共、支柱とも思ヒ居候親ニ相分レ、其上死骸等も無御座候得は、別而残多奉存候」

しかし、ふでは心労の大きさが影響したのか、それから1ヶ月余りの後、病に倒れてしまう。5月14日、風早村の北西にある大田村の医師三益が呼ばれ、薬鍋と土瓶、それに風邪薬3貼を用意して診察している。またこの時、風早村の医師誠順が「病用」で竹原へ出張していたが、ふでの治療を依頼するため、三津口村から迎船が出され、三益・誠順2人の医師が診察に当たることとなった。

ふでの病については「流行時疫」・「移り病」であると史料には記されている。そのため、他の人に移らないよう、またふでが快気するよう祈祷がなされた。祈祷を歓願したのは「娘助命之者」とのみ記されており、具体的に誰が歓願したのかは定かでないが、三津口村では隣村である内海村の社人1人と阿波常陸介という人物の2人に祈祷を依頼しており、そのための送り迎えの人夫1人を差し向けている。

（筑後久留米東串原村百姓武右衛門娘ふで流行時疫相煩ヒ病中諸入用右ふで移病之儀）

「一、八匁 右ふで移病之儀故、外人へ移不申様、尚ふで快氣之儀祈祷致囉度旨、病人娘助命之者より歎出候ニ付、内海村社人・阿波常陸介兩人相頼申候備物代當分相渡ス」

ふではまだ若い娘であったと思われる。史料中には「右病人大切ニ付」という記載がある。まだ将来のある娘であるから何とか助けていい、という意味合いが込められているように読み取れる。村では、ふでが好んでいた「<sup>てんや</sup>店屋<sup>もの</sup>」「氷砂糖・菓物」などを買い求めており、三登屋仙助という商人から仕出しをとっている。また、誠順・三益2人の医師の指図により、サフランを尾道の小物屋友四郎から購入している。サフランは江戸時代に薬として伝わっており、めしべを乾燥させて生薬に用いられていた。生理痛に効く健胃・鎮痛・通経薬である。また、介抱人として、善兵衛・六助・ゆりの3人が雇われ、昼夜詰めて看病に当たった。

（同上）「一、三匁 右病人相好候店屋物、氷砂糖・菓物等買求メ遣候雜費、三登屋仙助仕出シ」

「一、三拾七匁 右病人大切ニ付、医師誠順・三益両人差団ニ付、さふらん代廿五匁、人参代拾弐匁、尾道小物屋友四郎へ当分払」

しかし、治療の甲斐なく、5月20日、ふでは病死してしまうのである。当時、組頭の嘉藤治が郡役所のある賀茂郡四日市へ出勤していたため、ふでの死を知らせる飛脚が四日市へ遣わされた。また、翌21日には、庄屋元である阿賀村の宮尾彦五郎のもとへも飛脚が遣わされた。遭難者が亡くなると、葬儀も含めて様々な事務が発生することになるが、この時三津口村では庄屋の彦五郎も組頭の嘉藤治も留守であった。そのため、取りしきる人手が足りなかつたとみえ、依頼を受けて、内海村の庄屋である貞五郎が三津口村へ出勤している。清吉と好兵衛の2人が雇われ、ふでの仮埋葬が行われるまでの3日間、昼夜詰めて遺体の番に当たった。また、遭難者の死は、広島城下へも注進しなければならなかつた。そこで、女子花（女子畠）<sup>おなこばた</sup>村の庄屋である周助がふでの病死を知らせるため、広島まで出張している。村役人も相互に連

携協力していた様子を、ここからうかがうことができる。

一方、同伴者を亡くした悲しみという点では、きなも同じであった。じつは、きなは夫栄次郎との間に子を身ごもっていたのであるが、遭難による疲労が影響し、流産してしまう。この経過については、史料に詳細が記されていないが、ふでと同様、誠順・三益2人の医師が治療に当たっており、その治療に関わる費用や「とりあげばば（助産婦・産婆）」を務めたみや・ゆり2人の仕事に関わる費用、水子の供養に関する費用などが記されている。

3月の冷たい海に投げ出され、遭難したことによる心身のダメージは深く、また身内を失った悲しみと合わせ、疲労は極限状態にあったに違いない。救出後における遭難者のこのような事態は、改めて事故が現実のものであったことを教えている。

## 9 救助された人たちのその後—かつての出奔—

ふでの病死は、救助された他の人々にも大きな不安を与えるものであった。それは、ふでが「移り病」で亡くなったからであり、自分たちにも病が移るのではないかという不安であった。遭難者たちはみな早期の帰国を求めたが、実際に帰国に向けての手続きが進み始めたのは6月に入ってからのことであり、それまで遭難者たちはみな足止めを余儀なくされた。帰国するためには、藩から海難証明書である浦手形が発行される必要があり、そのためには相当の日数を費やしたとみられる。もっとも、幸いにして、この間に時疫にかかった人はいなかった。

当初は、救助された人たちのうち、男については、浦手形が交付され次第早々に帰国して良いとされたが、足腰が弱く同伴者のいない女は、追って指図があるまでそのまま止宿を命じられていた。しかし、かつはもとより、流産して静養していたきなも、すぐさま帰国したいと頻りに訴えた。

大崎上島で静養していたまさと妙心については、帰国した日が分からぬが、史料によれば、三津口村に滞在した遭難者たちのうち、水主の五左衛門は、6月12日まで三津口村に滞在していたとされている。恐らく、これ以前には浦手形が交付されており、12日を目途に帰国したものと思われる。また、船頭の藤八もこの時には帰国できるはずであったが、各浦で保管されていた破船や諸道具の処分に携わっていたのか、6月24日まで三津口村に滞在した。

一方、三津口村で滞在していた残る3人のうち、惣六とかつたの2人は早々に帰国させる手筈が整えられた。史料からは、とくにこの2人が早期の帰国を訴えていた様子がうかがえる。遭難者の帰国については、瀬戸内となった浦方の庄屋はもとより、取り調べを行った広島城下の出役へも伺いをたてなければならなかつたようである。

6月7日、三津口村の社倉頭取<sup>14</sup>である新兵衛は、惣六とかつたの2人の帰国伺いのため、阿賀村の庄屋元を訪れている。そこで1泊して帰った後、今度は惣六とかつたを連れて広島城下へ向かった。6月10日、広島城下に着いた新兵衛は、旅の小遣いとして銀4匁ずつを惣六とかつたに与え、宿泊した宿で4泊分の宿料を支払っている。城下で帰国の許しを得るのに少し日数がかかること見越してのことだったのである。

ところが、ここで思わぬことが起きる。惣六とかつたが出奔してしまったのである。慌てた新兵衛は一旦帰村し、組頭の嘉藤治にこのことを申し出た。嘉藤治はこれを受けて阿賀村の庄屋元へ報告し、その足で広島城下の役所へ行き、事の次第をありていに報告した。

その後、惣六について、一旦かつたとともに出奔したもの、再び三津口村へ戻ってきており、改めてお伺いを立てて帰国することになった。しかし、かつたはそのまま行方知れずとなってしまったのである。

広島城下の役所では、このままでは済まないと、搜索するよう命令が下った。6月15日、社倉頭取の新兵衛が長百姓1人を連れて、かつたを捜索に行くこととなつた。この捜索が大変難航することとなつたのである。

新兵衛と長百姓は、まず岩国新浜（新港）辺りまで尋ねて行き、そこで1日逗留した。色々と尋ね回っていると、かつたに似た人相躰の者が、一日前に長州大島「久賀島」（屋代島、山口県大島郡周防大島町久賀）辺りの船便で四国路へ渡つたらしきことが分かり、早速、久賀島船越（周防大島町西方）まで行った。そこで色々尋ねた結果、いよいよ四国路へ渡つたようだということがはっきりした。そこで新兵衛は、今後の捜索の態勢を整えるため、一旦広島まで引き返し、改めてかつたを捜索するため、広島で3人の者を尋ね方

<sup>14</sup> 社倉を管理運営する役職の一つ。広島藩の社倉法では、割庄屋のもとに「社倉支配役」が4人置かれていた。また、5人組2組を社倉十人組とし、この十人組を支配する役職として、庄屋・組頭のもとに「社倉十人組頭取」が置かれた。社倉頭取とは「社倉十人組頭取」のことを指すと考えられる。

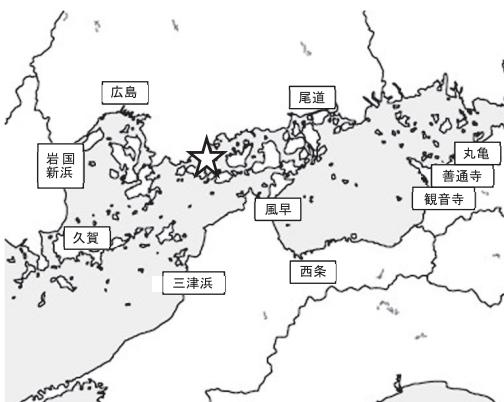
の手引きとして雇い、さらに草津にて2人、岩国新浜にて2人、都合7人を雇い、詳しく尋ね回らせた。岩国新浜より大畠、さらには久賀島船越まで浦々を詳しく尋ね回らせ、増員して船で渡っている。これだけ足繁く船で行き来することを厭わない新兵衛たちは、さすが浦方の民であり、海船は乗り慣れたものであったことがよく伺える。

(〔かつ尋方取計申候一件諸入用左之通御座候〕)

「一、米三斗六升                   右宗六・かつ出奔仕、尤宗六儀は一応当村へ罷帰、其段御伺之上帰國仕候得共、かつ義行衛相知不申而ハ相済不申ニ付、尋出候様被仰付、社倉頭取新兵衛并長百姓老人相添、岩国新浜迄尋方ニ罷出申候、出飯米往来九日懸り、六月十五日より廿三日迄、当所出立道々相尋、新浜ニ而一日逗留段々相尋候處、右人相体之者、一両日前長州大畠久賀島之船便ニ而四国路へ渡り候趣ニ付、早速大畠久賀島船越と申処迄罷越、段々相尋候所、いよゝ、四国路へ渡候趣ニ付、一応引取候迄之出飯米一日四升つゝ」

「一、武拾八匁                   右かつ尋方ニ罷出、広島ニ而同所之人三人屋尋方手引並草津ニ而式人、新浜ニ而式人、都合七人雇ひ委敷尋囉候ニ付、老人四匁宛賃遣ス」

久賀島では顔役躰の者2人に頼み、船場やその他各所を尋ねてもらった。かつが四国路へ渡ったことがほぼ分かったので、6月23日の夜になって、新兵衛たちは伊予三津ヶ浜（愛媛県松山市三津）へ向けて渡航した。



かつ捜索関係地図 (☆印が遭難地点)

6月24日、伊予三津ヶ浜に揚陸した新兵衛たちは、そこで、大島屋甚兵衛という宿屋へ行き、尋ねたところ、2・3日前にかつに似た人相の女が来たという。「難舟者」ということであり、甚兵衛に「舟揚切手」（通行手形）などを調べてもらい、同所を出立したとの

ことであった。その女は、道後温泉で一両日入湯し、それより四国巡拝すると申していたという。新兵衛らは甚兵衛に相談し、顔役の者に頼んで道後町内を尋ね歩いてもらった。しかし、かつを見つける手がかりはつかめず、顔役と宿屋の甚兵衛に礼物を渡して出立した。

(同上) 「一、拾五匁 六月廿四日与州三津か浜へ揚り、同所大島屋甚兵衛と申ス宿屋へ罷越相尋候処、二三日跡右かつ人相体之者罷越、難舟者之儀ニ而右甚兵衛相頼、揚切手杯相調囉、同所出立仕候由、尤道後ニ而一両日は入湯、夫より四国巡拝可仕由申候趣ニ付、右甚兵衛と申値、顔役之者相頼、道後町内相尋囉候得共、相分り不申、右顔役并宿甚兵衛へ礼物遣、当分払」

新兵衛らはその日、伊予風早（今治市風早町）に入り、そこで一泊することにして、付近を尋ね回った。すると、一昨日（22日）、かつに似た者と四国札所の作札山<sup>されいざん</sup>（第58番札所作礼山千光院仙遊寺）で会ったという話を聞いた。新兵衛らはその日のうちに作札山まで行き、夜通し捜し回った。夜中になると道が分からなくなるため、案内人を1人雇って捜したが、分からなかった。翌日も新兵衛らは作札山へ登り、尋ねて回ったが分からず、次に四国札所のうち第60番札所石鉄山福智院横峯寺麓へ行った。登山道がいくつもあるため、2人を雇い、尋ね歩いてもらったが、かつを見つけることはできなかつた。

(同上) 「一、八匁 同日与州風早へ入込一宿仕相尋候処、一昨日歟右体之者四国札所されい山ニ而逢候由承候ニ付、夜通同所迄罷越申候、尤夜中之儀故、案内一人雇ひ、右札所されい山迄罷越候夫賃払」

翌26日には伊予西条にて一泊し、同所でも顔役に頼んで付近を尋ね回つてもらった。27日も伊予西条にて1人を雇い、三角寺奥之院（第65番札所由靈山慈尊院三角寺、愛媛県四国中央市金田町）まで搜索に遣わしている。しかし、三角寺でもかつは見つからず、さらに札所を尋ね、觀音寺（香川県觀音寺市）へ行き、一泊している。

28日には善通寺（香川県善通寺市）へ行って一泊し、29日には丸龜まで行った。同所でも手分けして尋ね回ったが、かつの中取りをつかむことができ

なかった。「金比羅社町内」も尋ね、さらには易者にも占わせているが分からず仕舞いであった。結局、新兵衛と長百姓による搜索はここで打ち切ることとし、丸亀で一泊して、そこから尾道へ渡航して帰ることにした。ただし、丸亀から尾道への便がなかったらしく、新兵衛らはその日の夜に多度津へ移動し、そこで宿の野田屋に頼み、尾道への船便がないか当たってもらっている。恐らく、船便がなければ野田屋で一泊するつもりだったのであろう。結局、多度津からも尾道への船便はなかったが、野田屋がわざわざ船を仕立ててくれたので、新兵衛らはそれに乗り、夜の海を尾道へ向けて出帆した。

(同上) 「一、七拾九匁 (略) 夫より与州西条ニ而廿六日一宿、同所ニ而も顔役相頼尋囉ひ候ニ付、式匁遣ス、廿七日西条ニ而老人雇ひ三角寺奥之院へ尋遣ス、此賃七匁相渡ス、三角寺ニ而相知不申趣承り、夫より札所ニ相尋觀音寺ニ而廿七日一宿、廿八日同所出立、善通寺ニ而同夜一宿、翌廿九日丸亀へ着、同所より手分り相尋候へ共、一円相分り不申ニ付、丸亀近所札所金毘羅社町内日々相尋、尚又易者へも占せ、右見料式匁、丸亀ニ而宿礼物拾式匁其外尋囉ひ候人賃拾匁、同所ニ而尾道便聞合候処、便無之ニ付、同夜丸亀より田戸津へ罷越候船賃五匁、同所ニ而宿野田屋へ相頼、尾道便聞合囉候処、便舟無之、仍野田屋より態舟仕立囉ひ、同夜乗舟尾道へ渡海賃三拾五匁」

6月晦日、新兵衛と長百姓は尾道に到着した。尾道に着いたのは遅く、夜船が出船したあとだったと史料には記されており、丸一日がかりの船旅であったことが分かる。しかし、多度津から尾道へは途中に島々が多く点在しているため、本四間を渡航する際には安全な航路であったと言える。

こうして、6月15日に出発して以来、ちょうど半月かけて三津口村の社倉頭取新兵衛と長百姓はかつを搜索する旅を終えた。ここまで搜索に労力を費やしたのは、広島藩からの命令を受けての任務だったからであり、かつを見つけ出すことができなくても、入念な搜索はしておく必要があったのである。もっとも、この間に要した経費は基本的に全て三津口村の負担となつたのであり、新兵衛には、かつの中出しを許してしまったという自責の念も強かったに違いない。ただ、この懸命の搜索には、単に藩の命を受けた任務という以上に、浦方住民としての優しさが垣間見えるように思える。もし仮に新兵衛らがかつを見つけたとして、果たして彼らはかつを厳しく咎め立てたで

あろうか。任務を完遂するため、一旦三津口村まで連れ戻すことはしたであろうが、同村の当分庄屋である割庄屋の宮尾彦五郎を通じて情状酌量を願い出たのではないかと想像してしまう。それは、遭難者を救護した三津口村の住民として、彼女たちの苦労に接していたはずだからである。70日前後もの間（かつは78日間）、地元で長期間療養させていた中、ふでが病死し、きなが流産し、同乗者の遺体が発見されるといった光景を見聞きしてきたに違いないからである。この懸命の搜索には、救護した浦方の住民として、かつ行く末を案じる新兵衛らの思いを感じさせる。

さて、かつての出奔を受けて、三津口村では、かつての国元である肥前国対馬藩浜崎領岡口村（東岡口村）の村役人中のもとへ、弥市ほか1名の使者を派遣した。そして、かつて出奔して行方不明になったことを知らせるとともに、「かつ殿が帰国されたら、村役人中の連判にて、そのことを知らせる『御受御紙面』を差し越されたい」との書簡を渡した。ところが、岡口村の庄屋である市丸武一郎からの返書は驚くべきものであった。「かつと申す女が岡口村の百姓延七の妻と申していることについて、御厄介をいとわず遠路人を差し遣わされたことについては、ご丁寧のほど感謝いたしますが、当村内には信七と申す者はいるものの、女房はかつではありません」という。「遠路わざわざ手厚い取り計らいには感謝しますが、以上の通りであり、そうお答えするしかありません」というのである。これはいったいどういうことなのか。

（7月29日「〔肥前国松浦郡岡口村庄屋市丸武一郎、芸州賀茂郡三津口村庄屋彦五郎あて書簡〕」）

「かつと申女、当村百姓延七女房之段申出候ニ付、不被為厭御厄介、遠路之処御人被差下、御丁寧之程、重疊奉謝候、然ル所、当村内信七と申者罷在候得共、此女同人女房ニ無御座候、誠遠路御手厚御取計之程奉感心候得共、右文段之次第二御座候得は、無余儀御答如此御座候」

当時、四国遍路には、修行や信仰・観光目的以外にも、何らかの理由で故郷を追われ、あるいは捨てざるを得なかった者たちが施しを受けながら終生四国遍路を行う「職業遍路」「乞食遍路」「世立て遍路」（「御接待」にすがりながら各地を托鉢して生活する者）も多く存在していた。出奔したかつて、あるいはそのように、何らかの事情によって故郷を捨てた人だったのかもし

れない。だからこそ、次に紹介するきなのように、同伴者に付き添われて国元まで帰国させられるのを避けるため、途中で出奔したのではないだろうか。

切実な事情を抱えて、かつは四国巡礼の旅路を進んでいったのであろうが、三津口村の新兵衛と長百姓の2人が、自分の行方を捜して四国路を旅していたことは、知る由もなかったのである。

## 10 救助された人たちのその後—きなの帰国—

救助された人たちのうち、三津口村で最も長く滞在したのは栄次郎の妻きなであった。夫が亡くなり、さらに身ごもっていた子を流産してしまったことにより、体調の快復に最も時間がかかったのは当然である。きなが村を出立したのは7月7日のことであった。3月25日に救助され、三津口村に入つてから103日が経っていた。もっとも、きなについては、まだ藩から帰国の許可が下りておらず、村からも引き続き養育するよう指示していた。しかし、きなは頻りに帰国したいと歎き出て、村役人の説得にも応じず、速やかに出立できるよう再三訴えた結果、ついに帰国の許可が下りたのである。

きなが郷里へ出立するに当たり、道中一人では不安であるため、三津口村からは付添人として弥市が付けられた。弥市はこの前月、出奔したかつが出身地と称していた肥前国対馬藩浜崎領の岡口村まで派遣されていた。帰国してすぐに、再び九州へ出張させられているのであるが、あるいは飛脚をしていた人物だったのだろうか。村役人が何度も遠方へ出張させるほど、健脚の持ち主として知られた人物だったのかもしれない。

7月12日、2人は下関に到着した。そこから小倉へ渡海し、きなの在所である豊前国福岡藩領田川郡上中元寺村へ、7月15日に無事到着することができた。8泊9日の旅である。そこで弥市は、22日まで9日間逗留し、23日に出立している。この間、弥市は、村からことづかった書類（事故の顛末を記したきなの口上書、夫栄次郎の仮葬を仰せつかった正光坊の書付、栄次郎の法名書）を上中元寺村の村役人に渡し、きなとともに事故の詳細について、村役人やきなの親族たちに報告したのである。

弥市が三津口村へ帰村したのは8月9日のことであった。きなの在所を出立してから17日が経過している。往路が9日であったのに対し、帰路はその倍近くの日数がかかっている。途中どこかへ寄り道したとしか考えられない

のである。ここで推測をたくましくしてみると、8泊9日の道中、2人で何らかの話もしたはずであり、金毘羅参詣や伊勢参宮を志願していたきなの話を聞かされた弥市が、帰路四国へ渡り、四国八十八箇所の札所のいくつかを（あるいは、かつての搜索も兼ねて）巡ったとも考えらえる。

じつは、弥市はきなのは在所から出立する折、上中元寺村の村役人から「御答書」を渡されただけでなく、金子も受け取っていた。弥市は、その金子を旅の諸費用の支出に充当してほしいと、帰村後に三津口村役人に申し出ているのである。一見、律儀な行為にも見えるが、史料には弥市の旅の諸経費も細かく記載されているのであり、つまり、付添人としての弥市の旅は、村の『公務』としてきちんと把握されていたのである。従って、帰路に倍近くの日数がかかれば、それだけ旅籠代などの旅費が嵩むこととなり、それは全て村の負担となったのである。自己都合で旅をした経費も村の負担になってしまふことから、弥市はもらった金子を村へ提出したのであり、江戸時代といえども『公務』に対する感覚は思いのほかきちんとしていたのである。また、このことから、弥市がきなのは在所でもらった金子を使い、往路とは異なる旅をしたであろうことも、自ずと見えてくるのである。

（「豊前中津御領きな帰国ニ付、添人弥市差出入諸入用左之通御座候」）

「一、百三拾弐匁 七月七日出立、同十二日下の闕へ着、同所より小倉へ渡  
海老人前三匁宛弐人分六匁、同十五日きなは在所へ着、当所出立よりきなは在所迄九  
日懸り八泊り、旅籠老人前弐匁宛弐人分三拾弐匁、十五日より廿二日迄きなは在所  
ニ逗留仕、廿三日同所出立、八月九日帰国仕候、日數十七日懸り十六泊り、旅籠  
壹泊り、老人分弐匁づゝ三拾弐匁、道中諸小遣拾四匁、弥市賃往来三十二日賃百  
壹匁五分宛四拾八匁

メ

内

八拾目 右添人弥市、きなは在所ニ而囉ひ帰り申候金子之内ニ而、上段之員  
数弁へさせ呉候様申出仕候ニ付、此処ニ而引」

ところで、きなのは帰国を受けて、国元の上中元寺村では、弥市から渡された口上書その他の書類一切について受取証書が作られ、弥市に渡された。それとともに三津口村の庄屋・組頭宛てに書簡も渡されたのであるが、そこに

は、きなに対する処遇について感謝の言葉が綴られていた。上中元寺村では、栄次郎ときなが夫婦連れて村を出立した後、どこへ罷り越しているのか気になっていたと言う。委細は弥市が持参した書面と、弥市・きなの2人の話により、きなを介抱し国元まで送り届けてくれたことを知り、「御慈悲のほど誠に御恩謝申し上げようもなく有り難い」と述べている。そして、この件について近々御礼を申し上げるため親族の者を差し向けること、また「長々と御介抱いただいたことについては手厚く謝礼すべきところ、きなの家は親族みな難渋して暮らしているため十分な謝礼ができない」とし、「甚だ軽便の至りではあるが、寸志の御礼を差し上げたい」としている。

(7月「(豊前田川郡上中岸(上中元寺) 村方頭仁左衛門・又左衛門・同村庄屋半左衛門、賀茂郡三津口村庄屋彦五郎・同村組頭定次あて書簡)」)

「助命之衆は御村ニ而御養育、追々御判断之上、男子之衆は勝手ニ引取候様御差図ニ相成候得共、婦人足弱、殊ニ同行も無之身前ハ追而御差図可有御座ニ付、其儘致養育候様御沙汰ニ付、其段御申聞被成候得共、きな義は頻ニ帰国之御歎キ申上候ニ付、前文之訛合御申聞被下候へ共、一円ニ帰国仕度、速ニ御村方出立ニ相成候様、再三御歎申上候ニ付、御捨置難相成、此段厚被仰出候、弥左程願出候儀ニ有之候ハヽ、途中差添人ヲ以国元へ送届候様御差図ニ付、弥市殿御差立被下候段、且御國ニ而右一件御聞糺ニ付、きな口上書并仮葬被仰付候ニ付正光坊書附、栄次郎法名書、きな共ニ御送り被下、今月十五日村方へ着仕、慥ニ受取申候、就右様々御厄害ニ相成、尚又きな数日之間御介抱被下、態々当村迄御送届被下候段、弥市殿并きなより一々具ニ承知仕、無残方御執計、御慈悲之程誠ニ御恩謝可申上様も無御座、難有次第奉存候」

(8月5日「(豊前国田川郡上中岸(上中元寺) 村方頭仁左衛門・又左衛門・庄屋半左衛門、賀茂郡三津口村庄屋彦五郎・組頭定次あて書簡)」)

「途中差添人ヲ以国元へ送り届候様御差図ニ付、弥一郎殿へ御差立被下候由、御國ニ而右一件御聞糺ニ付、きな口上書并仮葬ニ付正光坊書附、栄次郎法名書迄慥ニ受取申候、右ニ付、様々御厄害ニ相成、尚又きな数日之間御介抱被下、殊ニ滞留中出産等仕、其節は別而御配意被下候由、右始末弥市殿并きなより具ニ承知仕、無残方御執計被成下、御慈悲之程難有奉存候」

「尚々栄次郎妻きな儀、久々御介抱被下候ニ付、厚御礼申上度奉存候へ共、親族共迄難渋ニ相暮、相当之御礼得不仕、甚以輕微之至ニ御座候へ共、寸志之御礼申上

候ニ付、其節御掛之衆中へ宜敷被仰達被下度奉頼候」

きなにとってこの旅は、夫と死別し、身ごもっていた子も失ってしまうという、あまりに悲痛な旅となってしまった。その帰りの道中、ずっと付き添う者がいてくれたことで、たとえ僅かでも気持ちが救われたに違いない。

8月18日、上中元寺村から保兵衛という人が、村からことづかった添書を持って三津口村へ来村した。保兵衛からは、三津口村の役人ははじめ関係者に対し、きなの件に関する何らかの謝礼の品が渡されたようである。三津口村庄屋（宮尾彦五郎）から上中元寺村の庄屋以下村役人宛てに送られた書簡には、「受け取った目録の通り各人に配当し、かたじけなく受納した」と書かれている。また、「保兵衛から聞かされたきなの伝言を皆に伝えたところ、御念入りの段、よろしく御挨拶下さるよう、いずれの者も申していたので、きなのもとへお伝え下さい」とも書かれていた。また、弥市が無事に帰村したこと、現地にて入念かつ丁寧な取り計らいを受けたことを本人から具に聞いたことも記されていた。きな・弥市ともに、相互の手厚い扱いに感謝していた様子がうかがえる。

（「〔三津口村庄屋、豊前国田川郡上中岸（上中元寺）村庄屋半左衛門・方頭又左衛門・仁左衛門あて書簡雑形〕」）

「右為御挨拶、此度保兵衛殿御差立、尚御添書を以被仰聞候趣とも委細致承知、右一件世話懸り之者共へ為御謝儀と御丁寧之御取計却而痛入、早速支配之役筋へ及注進、御目録通夫々配当忝受納仕候、いつれも私共より御厚礼宜申上呉候様申出仕、呉々も被入御念候御取計致迷惑候、右御礼可申上如此御座候」

保兵衛は、三津口村から大崎上島東野村へ渡海し、栄次郎の墓所へ参拝した。その後、組頭の嘉藤治が同行して三津口村の庄屋元である阿賀村へ行き、さらに「御役所」（恐らく広島城下）へ罷り出た後、帰国の途についている。

おわりに

以上、岩国和木浦万吉船の転覆事故に関する経緯について、かなり細部にわたり、一部推測も含めて紹介してきた。

古文書を解読する一つの醍醐味は、過去に埋もれた無数の人々の人生を発

見することである。この海難記録が示しているものは、単に、近世における海難救助制度や慣行の実態だけではない。瀬戸内における無数の人々による多様な営みと、それによって支えられている社会の姿である。九州から渡海した遭難者たちを救助・救護したのは、海難救助責任者としての各浦々の村役人だけでなく、瀬戸内の海に生きる商人や漁民たちであり、島に生きる山番や医師・宿屋、さらには、これら浦方や島々での救助・救護活動を背後で支える数多くの人夫・飛脚・雇人たちであった。

この史料には、数多くの人々の善意が描かれている。救助した船の乗組員たちはもとより、遭難者たちにどんざを貸し、茶飯を支給した大芝島の山番たちの姿や、大崎上島で妙心・まさの世話に奔走した仁保島村長三郎と東野村清五郎の姿、病に倒れたふでのために好物を買い求めた人たち、かつてのあとを追って懸命に捜索した社倉頭取の新兵衛・長百姓、さらには、かつての郷里へ赴き、続いてきなの帰国にも付き添った弥市の姿など、随所に見ることができる。その中には、いわば当時の“公務”とも言うべき性格のものも多く含まれてはいるが、しかし、彼らの行為には、恩を押しつけて有り難がらせようとするような意図は殆ど感じられない。そこにあるのは、“公務”を含みながらも、苦難に窮する人を救おうとする純然たる善意である。そこに、時代を超えた人間性に触れるこことへの一種の感動がある。

歴史は決して、一部の為政者や“英雄たち”によって作られるものではない。社会に生きる様々な地位・立場・階層にある無数の人々が、当時の体制や制度のもとに規制され、抑圧されながらも、その中で発揮される主体性とその行動の集積によって支えられ、作られているのである。この記録は、そのような人々の人生に目を向けていくことの大切さを、教えてくれているように思える。

(にしむかい こうすけ 主任研究員)